

平成24年第4回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成24年12月13日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年12月15日	9時00分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成24年12月15日	16時32分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	9番	片山一儀	10番	品川義則		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(主幹) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長		眞島敏明	
	副町長	田代正好	こども課長		内山十郎	
	教育長	大串和人	農林環境課長		松雪靖弘	
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長		天本正弘	
	企画政策課長	木村司	会計管理者		毛利俊治	
	財政課長	城本好昭	教育学習課長		内山敏行	
	税務住民課長	天本政人	保育園長		熊本弘樹	
	議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

7. 木村 照夫

- (1) 庁舎・保健センターの節電効果は
- (2) 庁舎内非常用発電設備について
- (3) 小松地区2連水車の成り行きは

8. 片山 一儀

- (1) 協働のまちづくりについて
- (2) 公民館運営に関して
- (3) 行政力について

9. 牧 菌 綾 子

- (1) けやき台緑地維持管理について
- (2) 白坂久保田2号線について

10. 重 松 一 徳

- (1) 佐賀県東部合併と広域連携について
- (2) まちづくり全般について
- (3) 臨時（日々雇用）職員について

11. 神 前 輔 行

- (1) 人口増対策について
- (2) 観光事業について
- (3) 定数管理について

12. 鳥 飼 勝 美

- (1) 基山町総合計画について
- (2) 基山町職員の再任用について

～午前9時00分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○4番（木村照夫君）（登壇）

皆様、おはようございます。4番議員の木村照夫でございます。

傍聴者の皆様、きょうは休日、また、足元の悪い中、慌ただししい師走の中に傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。きょうは、2回目の一般質問でございます。

私は、質問3項目のテーマを選定させていただきました。質問事項の第1項目めに、庁舎・保健センターの節電効果はどうだったのか。第2項目めに、庁舎内に設置されている非常用発電機はどのような働きをするのか。第3項目めに園部・小松地区の2連水車の成り行きはどうなったのかについて御質問させていただきます。

それでは、質問事項1としまして、庁舎・保健センターの節電効果は、について質問いたします。

九州電力は、福島原発事故以来、原発が停止し、代替の火力発電に使う燃料が高騰し経営を圧迫し、過去最大の3,650億円の赤字となる業績見通しを発表しました。11月27日に、九州電力の瓜生社長は、家庭向けで平均8.51%の電気料値上げを経済産業省の資源エネルギー庁に申請し、来年4月より実施を目指すとの報道されております。我々町民も、家庭の使用電力量をいかに減らすかが大きな使命でございます。公的施設も節電に努力されております。この役場関係も、庁舎・保健センターのエレベーターも1台とめると、節電の努力をされておりますが、その節電効果について検証したいと思います。

要旨としまして、(1)庁舎・保健センターの電力使用量及び電力量料金を年別、月別に示してほしい。

(2)庁舎・保健センターの月別最大電力値を示してほしい。

(1)、(2)とも、平成22、23年、24年の10月までの実績を示してください。

(3)今まで対応された節電対策及び投資金額を示してほしい。

(4)今後の節電対策及び節電目標を示してほしい。

(5)電力・デマンド監視装置は庁舎内に設置されているのか。

以上をお尋ねします。

質問事項2としまして、庁舎内非常用発電設備についてお伺いします。

3. 11の福島原発事故の原因は、非常用発電機が地階に設置されておりました関係で、津波発生後に非常用電源が、電気室内に海水が浸入し、バックアップ用の電源が供給できないという状態で制御電源冷却ポンプが運転できず、甚大なる大事故、メルトダウンにつながったと報道されております。

庁舎内も非常用発電設備が設置されておりますが、非常用発電設備についてお伺いします。

質問要旨としまして、(1)非常用発電設備は何のために設置されているのか。

(2)定期検査及び維持に関する関係法令はあるのか。その実施状況を示してほしい。

(3)防災無線とのかかわりはあるのか。

(4)庁舎内取り付け場所はどこにあるのかをお伺いします。

質問事項3としまして、小松地区の2連水車の成り行きは、についてお伺いします。

この件につきましては、平成23年度12月の議会にも質問させていただきましたが、また、同僚議員からもこの関連で多くの質問がございました。水車が設置されている園部・小松地区におきましても、あのかいわいは自然豊かな山、川があり、春は大興善寺のツツジ、そして秋はもみじの紅葉で、観光客が多く見えます。基山でも数少ない観光地でございます。JRのウォーキングのコースでもあり、県内外から多くのお客さんが集まっております。「基山町はよいところね」と、お客さんから言われます。また、地元の方々ももてなしの心、温かい心で観光客を迎えておられます。

でも、残念ながら、観光マップに掲載されている2連水車が動いてなく、悲しそうに虎しらのロープで固定されております。ぜひ小松地区の2連水車を観光シンボルとして稼働してほしいと思います。前向きな答弁をよろしくお願いします。

質問要旨としまして、(1)水車の今後の対応について説明してほしい。

ア、水車を整備するか、または廃棄するのか。

イ、観光施設及び農業振興の両面から整備したらどうか。

ウ、整備する面から農業振興面を排除し、観光の目的で水車のみ修繕したらどうか。

エ、観光面の水車回転部の修理及び、とう精部の修理費用の金額は幾らかかるのか。

(2)としまして、自然豊かな水車小屋周辺を水辺の公園に整備できないかについて御質問します。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、早速でございますけれども、木村照夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目めの庁舎・保健センターの節電効果はということで、(1)庁舎・保健センターの電力使用量及び電力量料金を年別及び月別に示してほしいということでございます。

これは、当然年別ということを出すには、月別の集計ということで月別もお出しし、今この手元には持っておりますけれども、これを読み上げますとかなりボリュームもございしますので、とりあえず年別で申し上げさせていただきます。

22年度でございますが、電力量が35万3,940キロワットということでございます。それに電力料金が673万9,562円でございます。

23年度は、電力量は31万7,064キロワット、電力料金が643万3,825円でございます。

この22、23年を差し引きいたしますと、22年度から23年度は、3万6,876キロワット減で、マイナスでございます。それから、電力料金のほうも30万5,737円の減ということでございます。

24年度は、これは10月までしかまだ出ておりませんので、10月までを23年度と比較いたしますと、量に関しましては、18万5,238キロワット、24年度が18万4,564キロワット、料金としましては382万2,666円、24年度が381万8,399円ということでございますので、ほぼ横ばいといえますか、若干減少になってきておるといってございまして。

それから、(2)の庁舎・保健センターの月別最大電力値を示してほしいということでございます。これに関しましては、22年度が4月から3月でございますけれども、4月152キロワット、5月98、6月97、7月143、8月184、9月178、10月172、11月88、12月112、1月152、2月161、3月157でございます。23年度は、4月が140、5月78、6月96、7月137、8月155、9月153、10月が163、11月73、12月77、1月131、2月147、3月148ということで、

いずれの月も前年を下回っておるということが言えます。

それから、24年度はこれまた10月まででございますけれども、4月146、5月65、6月106、7月76、8月162、9月166、10月163、これも前年よりも若干といたしますか、下がっておるということが言えると思います。

次の(3)今まで対応された節電対策及び投資金額を示してほしいということです。

庁舎の節電対策としましては、平成22年度と23年度の2年間で、公共施設省エネ・グリーン化事業で、庁舎の照明をLED照明へと変更する事業を実施いたしました。事業費は、平成22年度が520万8,000円、23年度が460万9,500円、合計で981万7,500円となっています。

(4)の今後の節電対策及び節電目標を示してほしいということでございます。

節電対策といたしましては、現在実施もしております、クールビズ、ウォームビズ等の継続的な実施や、照明、パソコン等の小まめな電源のオンオフ、空調の時間差起動等の徹底を行い、当面はさきにお答えいたしました、向こう1年間の基本料金の基礎となる最大電力量の引き下げを目標にしたいと考えております。

(5)電力・デマンド監視装置は庁舎内に設置されているのかということですが、デマンド監視装置等については、設置はいたしておりません。

2項目め、庁舎内非常用発電設備についてでございます。

(1)非常用発電設備は何のために設置しているのかということですが、災害等で外部電力が遮断された場合に、必要最小限の電力を供給するために設置をしております。

(2)の定期点検及び維持に関する関係法令はあるのか。その実施状況を示してほしいということでございます。

本町の非常用発電機につきましては、電気事業法及び消防法の適用を受けるものでございます。点検につきましては、電気事業法により、毎月の電気保安業務委託による点検の際に同時に点検を実施し、消防法につきましても、消防設備点検の中で点検して、3年に1度消防署に報告をいたしております。

(3)の防災無線とのかかわりはあるのかということです。

防災行政無線については、庁舎内に設置されている非常用発電と連動し、停電時にも対応できます。

(4)の庁舎内取り付け場所はどこにあるのかということですが、非常用発電機につきましては、庁舎地下に設置をいたしております。

3項目め、小松地区2連水車の成り行きは、ということで、(1)水車の今後の対応について説明をしてほしい。

ア、水車を整備するのか、または廃棄するのかということ、イ、観光施設及び農業振興の面から整備したらどうかということ、ウの整備する面から農業振興面を排除して観光の目的で水車のみ修繕したらどうかということでございますが、このア、イ、ウはいずれも関連をいたしますので、一緒に回答をさせていただきます。

当該施設については、農業振興施設ですが、観光面でもある程度効果が見込めますので、修繕を検討いたしております。

その後の活用、維持管理を考えますと、観光面だけではなく、地域の活性化としても利用はできないかと考えまして、修繕を前提として、現在小松地区と協議をいたしております。

エの観光面の水車回転部の修理費及び、とう精部の修理費用の金額は幾らかというお尋ねです。

水車回転部のみの修理は240万円で、とう精部まで含めた修理費は800万円ということでございます。

(2)の自然豊かな水車小屋周辺を水辺の公園に整備できないのかということでございます。

現在は、水車そのものをどうするかを検討しておる段階でございますので、その先のことは考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

先ほど22年度、23年度の年間使用電力量を述べてもらいましたけれども、確かに省エネ、電力の節電の効果はありました。これにつきましては、やっぱり役場の職員の方の尽力のおかげと思っております。大変ありがたく思っております。

それで、九電が請求する算定方式ですね。それがわかれば、どういう内容で基山町に請求が来ているか、内容がわかれば見せてください。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まず、電気料金は、基本料金と使用料に応じた金額の合計で請求はされます。

基本料金の部分につきましては、電力会社は30分ごとの電力量をチェックをしております、その平均使用電力を算出して、その1カ月の中で最大の日の電力をその月の基礎とします。それを最大需要電力と申しますけれども、その最大需要電力といいますのは1年間継続をされます。1年間継続はされますけれども、その最大需要電力の値に、今、町は166キロワットですけれども、それにうちの契約の場合は1,953円の単価を掛けて基本料金が算出をされます。で、32万4,198円となりますけれども、その金額が向こう1年間、その後電力量が小さくなくても、節電をしても、その基本料金というのは、その高い基準のまま1年間は継続をされます。もし、その1年間の間に最大需要電力を166を超えれば、またその新しい上がった金額で計算をされますので、32万が35万になったり、40万になったりするのですが、また1年間継続をするということになります。

基本料金がそのようにして計算をされまして、あと、使用料については、夏場と冬場と単価がありますけれども、夏場の単価については11.03円、冬場は10.14を電力量に掛けて、使用料に応じた金額、その合計額が請求をされております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

わかりました。

それでは、22年度が高い料金の要因は、22年の8月に最大値が184だったですね。これがずっと1年間継続されて、1,953円掛けの184だったんですね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

22年は、22年の8月に184という最大需要電力を記録をしておりますので、その184キロワットに基づいた基本料金が1年間請求をされております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そうしたら、いかに最大電力を抑えるかが、基本料金、電気料金の減額をできるということですね。

そうしたら、今年度の24年度最大電力値を見ますと、5月が65キロですね、一番最低ですね。9月が166、上がっていますね。この原因は何でしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ですから、やはりエアコンの空調の起動だと思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そうしたら、そのエアコンの容量は何キロぐらいあるんですかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

容量については、申しわけないですけども、はっきりした数字はここでは申し上げられませんけれども、極力時間差の起動によりまして、その最大値を超えないような工夫をいたしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

概略計算しますと、5月65キロ、これは空調機が要らない一番気持ちよい季節ですね。この65と見ると、やっぱり照明関係、一部動力がありましようけれども、これは照明関係が65キロだと、1時間当たりですね。9月が166ですね。これを差し引きますと約101キロですかね。それはやっぱり空調関係に消費されていると思われませんが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

一概には言えないかもわからないですけども、梅雨時期、夏場、5月と8月、9月を比

較すれば、変わったところと言えばエアコンの起動が一番多いわけですので、議員のおっしゃるとおりだと思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、空調機のランダム運転ですかね、同時運転はしないとか、そういう策をとってあると思います。

それでは、先ほど申し上げましたけれども、来年の4月から家庭用の一般料金は8.51%値上げすると、これは経済産業省で認可が必要ですから、今九電のほうがされていますけれども、認可が不必要な事業用の電気料金ですね、この高圧電気とか、庁舎とか、大口の値上げ幅は知ってありますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

うちの場合は、おおむね11.2%の値上げであるというふうに連絡が参っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

だから、今度は4月からもう、何か不認可ですものね、大口の電気のほうは。11.2%また値上げすれば、また無駄な税金が、また投入せないかんけん、いかにやっぱり節電するかが、皆さん全員で消費電力をしてもらいたいと思いますが。

それで、LED化ですか、あれは、庁舎内、22年度、23年度でされたと、2年間で981万7,000円を投資されたと。その投資金額からする効果ですね、いつも言わっしゃるけれども、どんなですかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

LEDにしたことだけによる効果額というのは把握をしておりませんが、先ほど町

長が申し上げた、22、23、24と平均をしてみますと、22年が月平均2万9,495キロワットですね。23年度が月2万6,422キロワットです。24年度が2万5,680キロワットですので、ウォームビズ、クールビズで、職員はもちろんですけれども、住民の方にも御協力をいただいていますし、先ほど申しましたように電気のオンオフとか、エアコンの起動をずらすとか、そういう節電効果で総体してそのような効果が出ているものと思っています。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

この蛍光灯ですね、庁舎内何灯、全てもう変えてありますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

LEDに変えているのは、1階と2階と3階の事務をるところですね。それと、4階の一部の照明を蛍光灯をLEDに変えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その残りはLED化の計画はございますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今のところはありません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

庁舎内もほかも変えていただいて、特に夜間ですね、屋外の水銀灯、あれがずっとございますですね。あの水銀灯が容量は400ワットですね。これは80ワット。これが80ワット、10ワット変えたって、400ワットの水銀灯を約5倍の容量を食っていますから、水銀灯をLEDに変えるという計画はございませんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

防犯灯につきましては、同じく22、23年度にLED化をいたしております。22年度に590万円ほどかけて、23年度については878万円ほどかけてLED化をいたしております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

あの庁舎内の駐車場の水銀灯ですよ。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それにつきましては、今のところ変更というか、計画はございません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

やっぱり毎日つける駐車場の水銀灯ですからね。あれは必ず暗くなったら、タイマーか自動点滅器でつくでしようが、もう365日つきますね。ああいうのこそ400ワットの大容量を60ワットか何かに変えれば8分の1、7分の1になりますから、そういう対策を、この蛍光灯40ワットを10ワットに変えるよりか、うんと効果がありますから、それを進めてください。いかがですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

調査をして、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、佐賀市ですね、去年、節電目標は15%下げるという目標値をつくってありまして、

実際達成できた。佐賀市なんかは、具体的に数字をあらわして削減するんだという大きなテーマを持ってやっておりますけれども、基山町は、来年何%下げたいと思っておりますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

特に数値的な目標は持ちませんが、先ほどから申し上げましたように、デマンド値、最大需要電力をとにかく引き下げること目標に対策をとっていきたいと思っています。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そこなんですよね、基山町が弱いのは。本当は具体的に数字を上げて、達成可能なその数値を上げて、もういろんな計算をして上げないけんけれども、そういう数値を上げてやってもらいたいわけですね、でくっちゃろうと。ことし暑かったけん、クーラーいっぱい使ったけん、節電できやったとか、そういう状態になりますから、具体的に5%でも、10%でもいいですよ、下げるように努力をしてください。

それでは、デマンド監視について、ちょっとお伺いします。

デマンド監視装置ってどういう装置か御存じですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど申し上げましたように、最大需要電力値のチェックですね。費用をかけますと遮断をするような装置もあるようですけれども、チェックだけする装置もあるというように聞いております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

電気は目に見えないですね。目に見える監視装置ということで、もうほかの事業所、ほか

の官庁なんかも使っておりますけれども、九州電力のメーターからのパルス信号をもらって、3階の監視室、総務課がそこにおいて、もう時々刻々と今の電力使用状況がわかるわけですね。例えば、デマンドが今最大電力が166ですね。こういう場合150キロに減らしたいとすれば、150キロに設定しておいて、30分デマンドです。25分になったら160をこうオーバーしますよと警報が鳴るわけですね。なおかつ150にしたいというなら、145で警報を鳴らして、空調機がさっき3階か何か大きな空調機が回るときに、早目に25分の前に1台とめると。空調機をとめたって、その余熱がありますから、早目にとめて、その150に抑えると。16キロ抑えれば千百何ぼでしょう。と、かなり効果がありますものね、3万、4万、月にですよ。そういう節電効果、金額のコストダウンをしてほしいわけですね。

ついでに、目で見える管理ですから、今は何キロワット使っていると、これは使い過ぎだなとか、そういう状態がわかるわけですね。今は基山の企業もみんなほとんど使っていますね、もう。そういう管理をせんと、要するに電力節減に寄与できないということですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今の木村議員がおっしゃっていますように、本当に真剣に電力量の削減といいますが、料金の削減、これは取り組まなければいかんということ。それには、いろんな方法があるということでございましょう。私どもも今まで本当に、ちょっといろんなところからクレームがかかったとも言われるように、住民のサービス悪いぞと言われるような、その辺のところまでしっかりと抑えてはきたつもりでございませう。

しかし、今言われますように、このデマンド監視というのは、私も、本当に言うところと知りませんでした。そういうことで、これからやっぱりこういうことも、本当に目に見える数値数値的なもので進めていく、これも必要だろうというふうに思いますので、担当課でまた勉強をする方向でやっていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、このデマンド監視装置は、金額的には70から100万円ですものね。また、自動でも

しする場合は、その155にしておいて、空調機が3台回るなら、1台を自動的にぼんととめることも可能なんですよ。そういう装置をつけられてやっていると、電力節減、コストダウンになります。どうですか、財政課長。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ちょっと今教えていただきました70万から100万円がペイできるかどうかというのがありますので、その辺は研究をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

新しくかわられた財政課長は若くて優秀な人ですから、すぐ効果があるということであれば、やってほしいと思います。

節電目標を設定されて何をやるか。LED照明を変えたって、夜間残業されて1人おられてもう2階にぼんとはついていないですけども、そののところも考えられて。もう民間企業なんか、このスイッチに押しボタンスイッチをつけていますものね。もう1灯、1灯も消していきますものね。そういうことも徹底している企業もごさいます。総務課は総務課でこう判もここついていますが、1人が机の上だけで、必要なときはもうそこだけつける。

それと、照度の測定とかやったことがございますかね、各事務所関係。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

何年か前にはしましたけれども、ここ何年かはやっておりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

今は、こういう事務所関係300ルクスとか、精密事業なんかは450とかですね。そういうことを測定して本当は照明の適正さなんかもやっているんですよ。本当に真剣に省エネに取

り組むなら、そんなことをしなくちゃ節減できないですものね。そういうことをやってもらって、目標を決めてやるんだという気持ちを見せてもらいたいと思います。

次に行きます。

次の庁舎内の非常用発電設備についてですけれども、非常用発電機の容量は幾らあるんですかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ここに諸元があるんですけれども、容量というのはどこを申し上げたらいいのかわかりませんけれども、非常用発電が9時間回るようになって、定格出力が94馬力となっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

必要最小限の電力供給と先ほど言われましたけれども、どの箇所へ供給されているんですかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まず、非常用の照明ですね。それと、消火ポンプですね。それと、先ほど申し上げました防災行政無線ですね。それと、コンセントが16カ所でございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その件につきましては、年に1回、電気事業法で、全停電されて非常用発電機を運転されていますかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それはやっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そのとき、非常用発電機、先ほど94馬力、90キロかな、が回って、職員さんがずっと停電のとき、緊急停電じゃなくて定期的な点検で停電で発電機を回すわけなんですけれども、ずっと回すかなんかされていますか。これは非常用の電源のコンセントだよ、照明だよとか、そういう確認はされていますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

照明には印はつけておりませんが、コンセントにつきましては、わかりやすいように赤のテープを張って印をつけています。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その停電作業、また来年あると思いますけれども、しっかりと確認はされとって、緊急用の非常事態が発生時どれがどれか、照明が非常用はこれだとか、はっきり明示をしてもらえば、緊急時に対応できると思いますので、よろしくお願いします。いかがですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

照明については、調査をしたいと思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それと、防災行政無線ですね、あの件でお聞きしたんですけれども、非常用電源、その庁舎の発電機でリカバリーするわけですかね、防災無線の電源は。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

防災無線の非常電源につきましては、UPS機能を設置しまして、接続できるようにバックアップしております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、UPS、長期停電、30分停電は保証するんですね、あのバッテリーでね。そのほかの長期停電になった場合ですたいね。その非常用発電機が連続運転の発電機ですものね、外から油を補給すれば連続で回せますから、そことの取り合いですね。

もう1点は、庁舎内じゃないけれども、各区の公民館とかにスピーカーが入っていますね。あのスピーカーなんかも、庁舎から各地区のスピーカーなんかは有線化、向こうの公民館の電源が落ちたら、もうスピーカーは鳴らんとですかね。そここのところの含みはどうなんですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

その確認については、ちょっとまた業者のほうに確認はとってみたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、私もその防災無線を思いながら、この庁舎のほうはバッテリーをバックアップしているけれども、各公民館とかについているところは、停電した場合は鳴るかな、鳴らんかなと思ってですね、そここのところの確認をお願いします。

○議長（後藤信八君）

いいですか、今の回答で。

○4番（木村照夫君）

あと、調査のデータを出してもらいましょうかね。

○議長（後藤信八君）

調査して出してもらいますね。

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

その分については、調査をした上で資料を提出させていただきます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

小野課長はあと3カ月やけんですね、そのところを徹底的に調べて、基山町のために頑張ってください。

では、次に行きます。

非常用発電機はどこにありますかということで、地下にあると言われましたですね。地下1階ですかね。で、あそこんには雨水の浸入、要するに福島原発ね、あの非常電源の運転できなかったということで、雨水の浸入とかは考えられないですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その津波のようなことがあれば、もう対処はできないと思いますけれども、通常、大雨程度と言ってはちょっと語弊がありますけれども、道路よりもちょっと高いところがありますし、その地階の入り口については1カ所ありますので、そこを何とかすれば、浸水についてはある程度は防げるんじゃないかと思っています。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

地下には一番低いところに貯水槽がありますね。消火栓ポンプはあって、そこから水を上げますから、そこんには地下水があふれて、隣に消火栓ポンプと発電機と変電所がございますけれども、あそこんにはその雨水のタンクのオーバーの警報とかはあるんですかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そこにきの、ほらオーバーフローとかしたことは、地下はございませんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

1度ポンプの不備がありましたので、ありましたけれども、それは消防ポンプでくみ上げをしております。その後修理をしましたので、ポンプは動いて排水をするようになっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

この地下、以前は発電機なんかの騒音、音が出ますからですね、地下のほうに設置されていましたが、基山町の施設、町民会館、体育館とか見ますと、2階に設置されていますものね。もしあれやったら、この庁舎の大事な重要電源、バックアップの電源を上にする計画はないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今のところはございません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

やはり災害発生時はこの建物が災害対策本部の拠点となりますから、ある程度、今までないけん、そういうことをないとか、局部的な大雨がございます。この庁舎のかいはいも東明館、これは運動場、駐車場、それから体育館、町民会館、その変電所、発電機のあるところが一番下ですものね。だから、雨水浸入とか考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど申しましたように、もちろん東北の津波のようなことがあれば、もう耐えられないことは確かですけれども、先ほど申しましたように、道路よりちょっと高いですし、その入り口さえ何とかすればしのげるんじゃないかというふうに考えています。以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そういうやっぱり災害的な措置も必要ですから、なるべく発電機、普通、災害になるときはもう何もならんと思っていますけれどもね。緊急時は本当にこれが頼りですものね。九電、回線なんかこの近くの変電所は、伊藤ハムの横の秋光川の横のあの基山変電所が来ているんですものね。あの周辺で秋光川がオーバーフローして、もう変電所に入って、あのかいわいも水没すれば、この辺はもう全停電になりますものね。そういう懸念がございますので、いかに防災拠点、ここを保つかが一番重要と思います。もう防災無線も使うんですけれどもね。こんなに立派に装置を整備しているから大丈夫だ、じゃなくて、やっぱりポイント的な大雨、豪雨がございましたから、それをいかに防ぐかが大きな基山町の町民の安全・安心をつくる要素ですからね。町長、そこんにきの考え、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

本当に今の災害、いつ、どの程度の規模で来るかというふうなことがなかなかこう以前よりも厳しく、激しくなってきたということがございます。そういうことからして、やっぱりあらゆるリスクを考えての対処が必要だということは、私も十分わかります。ここだったら絶対安全だというようなこともないかもしれませんが、やはりそういうことも視野に入れながら、これからやっぱり防災計画もまた考えていきたい。こういう施設も考えていきたいとは思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

非常用発電機の件につきましては、これで終わります。

次に、3項目めの小松地区の2連水車の成り行きですね。これについてお伺いしますけれども、水車の回転修理費は240万と、とう精部までは800万かかるということですが、修理のほうはどうでしょうか。町長、前向きな答えをお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これを申しますと、以前の何か一般質問では私も、そこまで今のところそういうことまでは考えていないというような返答をした覚えがございます。

しかし、その後いろいろ検討、考えてきまして、当初800万以上というような、そういうことでもございましたから、そういう回答をしたんですけれども、再度こう考え直しまして、先ほどもお答えしたように240万ぐらいだということ。それはとう精部分を除いてということでもございますけれども、そのぐらいでというようなこと、それだったらひとつ観光面と、それから小松地区の活性化といいますか、そして、町との連携というような、その辺のことを考えますと、やってもいいかなというようなことは今考えておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

本当ですね。今あの水車を見に行きますと、あの虎しまのひもですね、あの黄色と黒のひもで、ぎゅっときびられて、もう基山町は金がなかつぱいという感じの姿をあらわしていますけれども、担当課長、どうですかね。水車ととう精部がございまして、あそここの仕組みですたいね。水車だけぐるぐる回して、こっちのほうは、とう精部なんかもう回さんでも修理可能ですか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回の修繕の内容につきましては、議員おっしゃるとおり、もう主軸が腐食しております。だから、今回主軸を、水車の、自転車みたいにこういうふうに中央から来ています、くも手

といいますけれども、そのくも手を直接、主軸につけますと負荷がかかりますので、今回軸受けを二次製品でつくって、それにくも手をして、その主軸の今腐食しているところに負荷がかからないように修理を行いたいというふうに考えております。そういう検討をしております。失礼しました。

それで、今2連水車がありますけれども、1つのほうにつきましては、とう精のほうに行っておりますけれども、もう一つについては、そういう、とう精のほうじゃなくて2連水車ということでございます。

先ほど修理しますということで、失礼しました。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

課長は前向きな答えを言わっしゃるけれども、さすがと思います。

それで、私も去年ちょっと見に行きましたけれども、水路ですたいね、水路。要するに大きな水路で来て、何も据え板もないから、石が入ってきたら、この水車の回転の板がこうあるでしょう、ああいうのが石が入ったらすぐ壊れますものね。あそこんにきの管理面とか、そういう具体的な管理の仕方なんかを考えていますか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど町長も答弁されましたように、小松地区と協議しております。当然水路につきましては、町のほうで毎日そのあけ堰をするわけではございませんので、当然地元の方に管理していただいて、今おっしゃるとおり、そういう石とかが来れば、何らかの方法でその石を除去して水車を回したいという、そういうふうな考えでおります。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

本当に、議員になりまして初めて前向きな回答をいただきました、本当。これでやったら、地元を胸を張って帰れるなと思っております。

それで、本当に農業振興施設で観光面もあるんだと、基山町の観光地、基山がございませ

よう。大興善寺の小松周辺、お客さんの収容人員が一番多い箇所でございますものね。あの周辺、先ほど言いましたけれども、中山間地、山あり川あり、また、人の気持ちはいい人ばかり。こういう面を、将来、中山間地、もう山間地でございます。もう3時になれば、あそこんにき日が暮れます。本当に太陽が陰るところでございます、あの地域の振興策ですね。お茶もございます。富有柿もございます。そういう果物、お茶と、畑もございまして、観光プラス農業振興ですね。それと、大興善寺ございますけれども、春、5月のツツジ、11月の紅葉ですね。その春と秋はございますけれども、夏と秋といいですかね、あれが何もないと、観光施設としてはですね。何かあそこに手を打って、何かその段々畑に花を植えて植物園みたいにやったりですね。1年中お客さんが来られる地域にできないかなと思いますけれども、町長の考えはいかなものでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かにやっぱり環境のいいところだという認識は、私も持っておりますし、それだけに、何とかこうあの辺を大事にしていきたいということでございます。それは、もう全く変わりません、私も。

ただ、それをどういう形でつくっていくのかということ。それは、町が仕掛けてもうやっっていくのか。もともとあの地区、非常に人のこのかかわりというのが多いところ。ちぎりの里が一つそれかなというふうに見ております。そういうことからして、本当にあの地域をどうしてつくっていくか。観光もありましょう、農業もありましょうけれども、あの地域をどうつくっていくか。そして、皆さんの結束によって、それが、また、ひいてはまちづくりになるんだと。ほかでも、このごろちょいちょい事例が出てはまいりますけれども、そういう進め方で小松地区を大事に私もしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

最後になりましたけれども、確かにあの小松地区、園部の小松地区、いいところがございます。私もあそこに生まれて幸せだったと思っております。この小松地区の2連水車を朝倉水車の3連水車みたいに負けない立派な施設をつくって、次の世代へと、自然な緑、山、川

がございます。次の世代へ継承していくつもりでございますので、基山町も御支援をお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

～午前10時00分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（後藤信八君）

会議を再開し、次に、片山一儀議員の一般質問を行います。どうぞ。

○9番（片山一儀君）（登壇）

こんにちは。9番議員の片山一儀であります。

まず、土曜日の天気の良い中にもかかわらず傍聴をいただきまして、心からお礼申し上げます。

私の質問あるいは行政側の答弁を聞いていただき、議員と行政のチェックをいただき、御指導賜りますようお願いいたします。有権者の代表の一人としてここに立たさせていただいております。

基山町議会は開かれた議会ということを目指しています。先日の議会改革委員会で、傍聴いただいた方の意見を聞く場を設けたらどうだという提案をしたら、議会改革委員長はげんな顔をされていましたが、そのうちに気がついていただけるんじゃないかと思う。傍聴して何も声を出せないというのは、不満がたまると困るという意見をたくさん私はお伺いしております。きょうはよろしく御指導、御鞭撻をいただきますようお願いをして、質問に入らせていただきます。

行政職員は行政のプロだと私は考えています。そのプロの力が向上することが、行政サービスの質と量を向上させると考えています。強い行政力に必要なコンプライアンス、イメージネーション、クリエイション、すなわち遵法精神、想像力、イメージする想像ですね、それからつくる創造力、これを柱に今回は3点について質問いたします。

質問の趣旨が不明確あるいは誤りがあれば、お尋ねください。また、質問に誤りがなければ端的にお答えをください。ディベートであっても私は構わないと考えております。

質問の第1点、町長は、2回目に立候補されたとき、「いよいよ協働」というパンフレッ

ト、3回目に立候補されたときは「開花結実へ」というパンフレットを出され、協働のまちづくりを目指されました。そして、まちづくり基本条例を制定されました。

さて、町長が当初目指された条例は、「協働のまちづくり基本条例」だったはずですが、まちづくり基本条例に、なぜ「協働」の文言が削除されたのか、教えてください。

2つ目、まちづくり基本条例が平成23年施行されて、約2年弱になりますが、町長の企図のとおり、まちづくり条例は進捗しておりますでしょうか。

第2番目の質問。現在基山町には、社会教育法に定める公民館はありません。社会教育法は24年に執行されているんですが、その第5編が公民館ということでまとめられております。その公民館がないんです。

各区の集会所を公民館分館として位置づけています。その根拠条例はありますか。

質問の2の2番目、今、基山町は急速な高齢社会に向かっております。その基山町に公民館の役割及び公民館分館の運営の方法をいかにお考えなのか、教えていただきたいと思えます。

3項め、広報きやまの11月1日号に「かいろう基山の竹きり体験」のお知らせが掲載されました。12月7日、違う、11月7日に実施すると書いてある。後日その実施日の訂正が、本当は17日か16日であったんですが、訂正が回覧されました。

そこで、行政の文書チェック体制はどうなっておりますか。

以上、3点について、まず質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

片山一儀議員の御質問、お答えいたします。

まず、1項目と、それから3項目めについて、お答えします。

1項目めの協働のまちづくりについてということで、(1)当初目指したものが「協働のまちづくり基本条例」でしたと。なぜ「協働」の文言を削除した条例になったのかというお尋ねでございますが、本条例の第1条は、その目的を定めておりますが、ここには、「この条例は、本町のまちづくりに関し基本的事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の執行機関（以下『町』という）の役割と責務を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とする」と定めております。

よって、本条例は、目的を見ていただければ御理解いただけるかと思いますが、協働についてのみ定めた条例ではなく、基山町のまちづくりの基本的な部分を定める条例としておりますので、基山町まちづくり基本条例としておるわけでございます。

(2)のまちづくり基本条例が平成23年に施行されて2年目を迎えようとしていると、町長の企画のとおり、まちづくり基本条例は進捗しておるかというふうなお尋ねでございます。

条例としては、基山町のまちづくりの基本的な事項を定めたものでございますが、条例に盛り込まれた協働の理念が生かされたまちづくりが、今できてきていると考えております。

それから、3項目めの行政力についてでございます。

(1)広報きやまの9月号に「かいろう基山の竹きり体験」のお知らせが掲載されたと、後日、実施の訂正文が回覧された。行政の文書チェック体制はどうなっておるかということでございます。

これに関しましては、まことに御迷惑をおかけしたということで、おわび申し上げます。原因は、校正の段階でのミスを発見できなかったということでございます。広報原稿のチェックについては、担当者が原稿とチェックをしておりましたので、これは、やっぱりチェック体制の不備ということかというふうに思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

片山議員の2項目めの公民館運営に関してのお尋ねにお答えをいたします。

基山町には公民館がない。各区の集会所を公民分館として位置づけている。地域における公民分館のあり方を問うということで、(1)で、各区の集会所を公民分館としている根拠は何かというお尋ねですが、各区にある公民館は、基山町の公民館長等の設置及び事務委嘱に関する規則第1条に規定するように、社会教育法第42条に規定する公民館類似施設と認定した各区の施設であり、いわゆる「自治公民館」であって、御質問の公民分館ではありません。

公民分館は、社会教育法第21条第3項で規定されており、公民館類似施設とは別のものがございます。また、この公民館類似施設、各区の公民館ですが、この公民館類似施設は、同法第42条により何人もこれを設置することができるものでございます。

御質問の(2)高齢化社会に向かう基山町に公民館の役割及び公民分館の運営方法をいかに考えるかというお尋ねでございます。

基山町の各区公民館と町民会館は、公民館類似施設に当たります。その中で、町民会館の役割は、社会教育法に基づく公民館、いわゆる「公立公民館」と基本的にはほぼ同じであると考えます。今後も高齢化社会等を意識した各種事業を考えていく必要があると考えます。

また、各区公民館の運営については、各区での自主的な運営をお願いしており、各区の判断で高齢者の方などの幅広い方々に自由に利用していただけるものと思います。また、必要に応じ、教育委員会から各種スポーツ事業等をお願いすることもあります。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町長、教育長の回答をもどかしく聞かせていただきました。

平成20年1月に企画課から出されています「協働のまちづくり町民会議だより第1号」に、あるいはまた、町長のマニフェストにも「協働」という言葉が喧伝されています。協力して働くという言葉ですね。まちづくりの基本は「協働」であったはずですが、基本条例に「協働」というタイトルは省かれました。その省かれた原因が何だったのかと聞いたんですが、その結果、この基本条例に書かれている目的を説明されたんですね。

それから、最後に、行政の文書のチェック体制はとただしたのに、基山町の広報のチェック体制のみを、行政のチェック体制が悪かったという反省はされておりましたけれども、回答されました。私は、町長に尋ねるとのこと自体、行政全体のチェック体制がどうなっているかということをお聞きしたかったんです。こういうことですからね、固定資産税の課税ミス問題があったばかりですよ、私は、質問の分析をされたのか、命題分析をされたのかという疑問を持ったんです。私の質問が悪いのか、行政の文書解読力が低いのか、わかりませんが、これから逐次質問させていただきます。

平成21年1月13日に開催されました「協働のまちづくりシンポジウム」の意見の中に、「まだ協働の意味がわからん。何でもかんでも協働という言葉で惑わされがちで、本来、自治区等で、今でもやっている」という意見が寄せられています。この基本条例自体、議会でも特別委員会を設けて審査をしたんですね。私には、担当課あるいは特別委員会の委員のイメージネーション、クリエイティブの狭さ、浅さから、摩訶不思議なものになったと考えているんですね。例えば、某議員からこういう意見が出ました。最高規範という言葉があるんで

すが、「最高規範などと難しい言葉をやめて、中学生でもわかるものにしろ」という声があったんです。私は、「中学校では憲法を教えることになっている。憲法の第10章は最高規範と書いてあるじゃないですか」。こういう類いですよね。それで、公募で集まった策定委員会で、私も住民の一人として参加したんですが、「町民」と「住民」を使い分けていました。それが、ぐしゃぐしゃにしたのが当時の企画担当課であり、議会の特別委員会じゃなかったかと思っているんです。

しかし、議員は行政のプロではありません。執行部は行政のプロです。町長は、これらのことについて、いかに認識をされているのか。すなわち言葉、あるいは、言霊ということについて、どのようにお考えでしょうか。1つ質問します。町長、協同組合法という法律を読まれたことがあるでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

協同組合法、それを意識して読んだ覚えはございません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

協同組合法の「協同」は、同じ者が協力するというのが協同組合法のほうですね。それから、日米共同とか、あるいは共同通信というのは、共に同じくするという言葉が使われております。協同組合法は、今言ったように、同じ者が協力するという言葉が使われています。それから、福岡市、愛知県の豊田市、ここでは、「共働」という言葉らが、共に働くという言葉で使われております。こういう言葉と実態が異なるというか、町長のお考えは、この協力して働けということではないんじゃないかと思うんです。この協力して働けという「協働」というのは、古川知事のつくられた言葉だと私は認識しています。平成16年に「協働」というものを言い出されて、「県民協働」を言われて6,000のアイテムを、要するに県がやっている行政サービス、6,000アイテムを県民に出されたわけです。そして、そのやり方、あるいは実施について手伝えないかと、こういうことが佐賀県がやっている県民協働ですね。協力して働けという言葉です。そこらあたりについて、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに「キョウドウ」という言葉、いろんな字を書きます。協同組合とおっしゃいましたけれども、共に同じというようなそういう字もありますし、やっぱり共に働くというようなこと、それから、協力して同じというような書き方もございます。それから、いわゆるよく最近言われるようになりました、協力の「協」と「働く」というような、大体、私が思うのに4通りあるというふうに思いますけれども、それぞれ若干の違いはあろうかと思えますけれども、やはり考え方としては、もう皆さんと一緒にやりましょうと。その中で、これはこうだから使っちゃいけませんとか、これはこうだからというような、そういう取り決めももちろんございませんし、それは、やっぱり人の感じ方かなというふうに思います。

そうしましたときに、私は、やっぱりこの今、私が申し上げている、「協働、協働」と言っているのは、協力して働く。その前提としまして、一緒にまちづくりを考えましょうやという、これも一つの協力して働くということ。そして、それを実際つくり上げていくという段階でのやっぱり働くというようなこと。こういうことから考えますと、私はやっぱり、私の考えでございますけれども、協力して働く、これが一番ぴったりくるような感覚であります。ほかの文のにもいろいろそういうふうな意味合いは含まれておるとは思いますが、私のこれはもう勝手な解釈かもわかりませんが、この言葉が一番ぴったりだというふうに今でも思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

おっしゃるとおり、どの字を使うとか取り決めはありません。公務員の文書は、昭和27年に文書の規則が出ています。その後に出たのが、昭和40年に総務省から出た公務員文書の原典があります。言葉は非常に大事なんですね。

私は、町長が「協働」といわれながら、まず身近から、役場の中でどのように徹底をされているのかなと。なぜこう言うかという、私は、いろんな委員会を傍聴しています。そして、その傍聴のやり方が、対応が全然違うんです。今、議会の傍聴は随分よくなりました。傍聴者に対する対応がですね。資料も出し、机も準備し、これは後藤議長と古賀事務局長のお力だと思えますが、よくなっています。しかしながら、それであっても、この前、議会運

営委員会へ行ったら、椅子がぼんと投げてあるだけで、机すらありませんでした。それから、地域福祉計画を傍聴したときには、お茶まで出した。そこまでしなくてもいいと思うんだけどもね。机を準備して、ちゃんとその処遇をされたんですね。住民の意見を、参加を歓迎されたんですよ。ところが、この前、図書館検討委員会に出たら、机も椅子も足りなかった。私は床に座ってやったんですが、当時おられた委員である教育長も、教育学習課長も無視です。これは、町長が、庁内にどのように住民と対応しようかということ徹底されていない証左だと思うんですが、いかがでございませうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もいろいろな委員会に出ておまして、片山議員よく傍聴にお見えになるということで、全てとは言いませんけれども、今おっしゃったようなところを目にしたことはございませう。

図書館検討委員会のときでございませうかね。席は一応、机と椅子を並べておまして、そして、横にまた椅子を置いておったと、そういう状況だったと思ひませう。そのときに、もう早く、あれはやっぱりそこまで配慮しなかつたからいけなかつたのかわかりませうけれども、もう記者たちが、マスコミさんたちがもう先にお見えになっていて、その机のところへ傍聴者として座つてあつたと、そして、その後、もう時間ぎりぎりといひませうか、そういうことでお見えになった片山議員さんだけだつたかなと、いらつしやつたか、その辺のところはもう机がなかつたといひませう。それは、そういう状況といひませうのは私も見ておひませう。そういうことで、一応こちら何も用意しなかつたとか、傍聴席もつくつていなかつたとか、そういうことじゃないと、それにもう一步配慮が足りなかつたといひませう指摘であれば、それは私も反省はいたしませう。何も傍聴者を、あるいは町民の皆さん方をないがしろにするとか、そういうつもりは私にはございませうし、担当としてもそうじゃなかつたと思ひませう。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

私は、それぞれ対応がどうかといひませうを問うてゐるんじゃないです。町長が、住民に対する姿勢を各課長に、各行政の各課にどのように徹底されたかといひませうを問うてゐるわけです。

次に行きますけれども、どのように進んでいるかということなんですけれども、まちづくり推進会議、まちづくり推進審議会ですかね。この審議会条例がありますが、それを傍聴したときに、わあ、何をされているのかなと思いました。なぜかというと、町民提案が出された事項を一々審議されているんですね。これは、委員が悪いと私は考えていないんです。要するに、その事務局である企画政策課のイメージーションなりクリエイションなりが悪い。本来この推進審議会の条例に書いてある2項の任務に、そういうことはないんですよ。町長の諮問機関として1回ぐらいしかないんです。その推進審議会の運営をどのようにお考えなのか。本来の条例に基づいた運営なのか。その月の場当たりの思いつきで事務局は資料を準備しているのか、そこらあたりいかがですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まちづくり推進審議会につきましては、確かに当初あたり、町民提案を一つ一つ見ていただいて、議論をしていただいた経緯はあります。それにつきましては、まちづくり推進審議会も始まったばかりで経験も少ないということで、いろんなことを、まず町民さんがどういうことを提案されているかということを見ていただくということで、そういうことをした経緯があります。ただし、議員さんおっしゃりますとおり、まちづくり推進審議会が提案のよしあしを決めるものではございませんので、前回あたりは、まちづくり推進計画とか、そういうものを議論していただいておりますし、もう一つ、いろんな提案がある中で、こういう提案の中で、こういうものは提案じゃなくて、もう役所のほうが直接受けるべきじゃないかとか、そういうものも今後議論をしていただく予定にしております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ここに問題にしたい事項は、最初に申しあげましたように3本の柱ですね。コンプライアンスという問題、要するに、そのまちづくり推進審議会条例で定めた事項、あるいはまちづくり基本条例で定めている内容に従って業務が行われているかということ、私は問題にしたいわけでありませぬ。

町長の、要するに協働という言葉から入らせていただいたんですが、理念と実際のお考え

と、これが不適合になっているんじゃないかと。それは、町長は、今まで業務を拝見していると、いつかは申し上げた。「いろんな計画がありますが、これをコンサルに任せることはやぶさかじゃない、悪いことではない」とおっしゃいました。私は、悪いことだと思っているんですが、それはコンサルに任せるとできる計画なんです。何でもできることは、全部何でもやってもいいような計画になります。やる計画じゃないんですよ。俺はこれをやるんだという計画はみずから筆をなめないで、多分、副町長は県で自分で筆をなめられたと思うんですね。それはやる計画なんです。できる計画じゃないんです。

今回の図書館検討委員会でも、私は、町長の政治的判断、これがきちんと示されないままに検討委員会が進んでいるんじゃないかという疑念を持っています。今回の検討委員会の中で出された資料で、長野県小布施町の図書館がありました。これは、町長が、スマートインターチェンジを生かしたまちづくりをする中の位置づけとして図書館を考えようということで、公募したんですね。そのときに、花井という公募をされた公民館長がいます。これは私の高校の後輩です。テレビディレクターをやっています。それから、この前、研修に行った豊後高田では、町長が、あるいは市長が、あるいは教育委員長が、一番あれは市長ですけども、教育のまちづくりのための、あるいは若者定住策のために図書館をつくるんだという政治的判断を示されて検討されたようであります。この政治的判断を検討委員会、出てこないんですよ。どう建てるか、どこに建てるかぐらいしか出てこないんですね。そのように協働がやや宙ぶらりんになっているんじゃないかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、その前に、何度もこれは片山議員からも伺いましたし、私も申し上げた、そのコンサルの問題でございますけれども、これは、私もコンサルにもう任せっ放しでもうやるということじゃございません。この前の福祉計画にしましても、コンサルは入れておりましたけれども、やはりそこにはちゃんとした委員会がございまして、それから、私ども執行部のほうもそこには当然参加して、いろいろ委員会とも話し合っ、ああじゃないこうじゃないというようなことで協議を進めていったという過程がございます。

コンサルには、要するにそれをある程度事務的にといたしますか、まとめる。コンサルがつくり上げるという考え方は、ちょっと私はそれはないんじゃないかと、それじゃいけないと

私も思いますし、現在もそうじゃないというふうには思っておりますので、コンサルは、その辺のところはまた御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、図書館建設に対して理念なり何なりがないというようなことですが、そのインターチェンジがどうのというような話でもございません。確かに豊後高田というのは、すごいやっぱり強力に教育ということに全力を注いで、全てがそっちの方向を向いているという、これは聞いておりますし、素晴らしいと思いますけれども、図書館に関しましては、私も、全然その理念、政策というようなことがないわけじゃございませんし、やはり基山町に合った図書館をつくと、いろんな面で検討していただくというようなことで、これはもちろん教育でもございましょうし、皆さんの憩いの場でもあろうし、そういう面からも考えていただきたいということは当初はっきり申し上げております。したがいまして、全くただ丸投げでお願いしますというふうなつもりでもないということは、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

よく承知をしておる。途中でコンサルに意見交換があったり、いろんなことがあることは当然なことなので、それはコンサルの役割でもあるんですね。自分でつくられるということはない。ただ、その意思がどの程度出るかということが、私はやや浮世絵的な表現をしているので、失礼かと思いますが。

行政サービスの関数因子、わかりますかね。行政サービスというのはいろんな関数でできております。その関数因子は、それぞれの市町村で違うんです。基山は基山の要因がありますし、豊後高田は豊後高田の要因があります。これを、その関数因子をしっかりと分析、考えないでコピーをする。これはコピー行政というんですけれども、ただ議員あたりが視察に行くと、ここがいいからこれを入れたらどうだと、これはまさにコピーですよ。その関数を、行政サービスの関数因子をしっかりと分析をして考えてやっぱりどうするんだというのは、私は悪いことではない。いろんな意見をかりる、いろんな知恵をかりることは悪いことではないんですが、そこはやはり分析をしなければいけない。

一番大事なことは、やっぱり町長は行政の執行機関のトップですけども、それであると同時に政治家なんですね。政治的な判断、これが非常に大事ではないかと思うんですが、町

長、そのどのような認識をされておるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

よく、「おまえは政治家じゃない」というような言われ方をほかでもされます。そのときに、私も、「正直なところ、私はどうも政治家には向いていませんね」と、「政治家にはなり切れません」と、ならなければいけないのかもしれませんが、いわゆる政治家、私の思う政治家は、片山議員は政治家というのをどういう意味で言われているのかわかりませんが、私は、やっぱりそういう政治家というようなことじゃあ私は向いていないなというふうに思っております。

それから、今、何かでちょっと聞きましたけれども、トップはトップです。トップで、それでやるべき面は多分ほとんどそれがそうだと思いますけれども、トップという考え方と、もう一つはセンターというような、このごろ最近ちょっとその辺のニュアンスが出てきていますけれども、トップで何ぼ、トップダウンでトップダウンでというんじゃないくて、センターになるんだというような、そういう意味合いのことも何かで見聞きをいたしました。

そういうことで、どっちがどうとは申しませんが、どうもやっぱりトップで政治家でというようなことは私にはちょっといかがかなと、自覚はいたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

失礼かと存じながら、前に、コマンダーであるか、コーディネーターであるかという質問をしたことがありますね。私が尊敬をする政治家にマハトマ・ガンジーという人がいます。その人の言葉に「7つの大罪」という言葉があるんですが、その筆頭が「哲学のない政治」、これは大罪の第1番に上がっているんです。哲学がない、理念がない、町長にそういうことがないというふうに申し上げていないんですが、ひとつこれからのかじ取りをよろしく願います。

次に、公民館についてお伺いをいたします。

公民館ですね、分館ではないということを強調されました。確かにそのとおり。社会教育法の42条に類似施設というのがあります。ここに、図書館については、昭和21年に最初のみ

ず戦後文書が出されております。そして、社会教育法が24年に出されております。平成15年までに約33通の図書館に関する文書が来ているはずですが、私は全部読んだわけじゃありませんけれどもね。それだけの書類が出ているんです。昔は文部省、今は文科省から出ているんです。それぐらい大事な施設なんです。社会教育の柱である。

ところが、なぜ、この私は公民館分館と。公民館分館じゃないよと言われたんですが、教育長、基山町に分館対抗の運動会ですか、何かあったことを御存じですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっと済みません、私のほうから。

確かにそういう言葉でスポーツ大会をしたことはございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

その分館って昔からそれは変わっていないんですよ。それが各集会所をそういう形で呼んでいたんです。確かにこれは類似施設なんです。そして、今の例えば11区も、今、公民館という名前をつくっていますが、これは地縁団体の施設なんです。地縁団体の資産です。それに対してその管理が、私は重要な施設だと思っているんですけども、管理が、今、規則で公民館長及び分館長のありますね、業務に対する規則だったかな、それで示されていますね。それで、報酬が払われています。なぜですか。なぜ、そこに公民館長という位置づけで報酬を払われ、管理を教育委員会はされているんですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今、片山議員申されたのは、公民館長の設置及び事務委嘱に関する規則というものでございます。この中で、今、片山議員が言われたとおりに、公民館長さん、それから副館長さんに報酬をお支払いしております。基本的には、もう御存じのとおり、第1条に、「社会教育法第42条に規定する公民館類似施設として町は認めて、これは（以下『区公民館』という）」言い方になってはいますが、それを認めたところでそういう活動をしていただく

というようなことで、報酬をお支払いをしているということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

地方自治法の第14条を御存じですか、14条2項。では、教育長、御存じですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

把握をしておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

いや、私は、こっちは戦いを準備しているわけですから、準備されないのは当然ですね。見られたことはあると思うんですが、要するに、住民の権利を制限をしたり、いろいろなことをするためには条例で定めなければいけないと書いてあるんです。地方の施設、集会所だろうと何であろうと、これを分館と位置づけるのは、規則ではだめなんです、と私は考える。条例でちゃんと位置づけをしなければいけない。これは、コンプライアンスにもとるんですよ。最初に言った、基山町に行政区というのがありますね。行政区を定める条例すらないんですよ、基山町には。それが何となく慣例でやられてきているのが、基山町の行政であります。

それで、ちょっと視点を変えてお伺いしますが、平成24年度一般会計予算歳入歳出事項別明細書10款4項2目19節、これに公民館運営育成補助金102万円というのがありますが、これはどのように執行されておりますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっと今、予算書を持ってきておりませんが、その公民館に対する、公民館っていか区のいろんな活動に対する補助金として組ませていただいております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

9区、11区、17区と、4区あるいは5区、全然規模が違いますね、住民の人数が違う。それに対して、多分、均等に配分されていませんか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

そのとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

こうやって条例で定めていないものに補助金を出し、なおかつ手当を払い。決してそれが、コンプライアンスにもとると言っているだけで、実態としてどうかということについてはまだちょっと問題があるんですけども。

公立公民館、市町村が設ける公民館は職員を置いて常時開かれていることになっております。ところが、現在分館というか類似施設というか、類似施設でありながら実態は分館として位置づけられていますね、実態はですよ。そして、管理を公民館長あるいは副館長に渡されていますので、鍵がその地区によって違うんです。例えば、けやき台二丁目、これは9つ鍵がつくってあると言ったかな。9つ鍵がつくってある。11区でも五、六個鍵がつくってあるのかな、それぞれ管理が違うんです。要するに常時あかないことになっているんですよ。いつでも高齢者が集まってやれる施設になっていないんです。これから高齢社会になって、独居あるいは高齢者夫婦が住んでいる世帯がふえているときに、そこに交流をするということは大事な社会教育の施設なんですよね。それが、今の管理のやり方でいいんでしょうか。どうお考えですか、教育長。

○議長（後藤信八君）

どちらですか。内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

済みません。

今私のほうから、ちょっと、また、させていただきますけれども、区の今の公民館という

言い方をしておりますが、あくまでこれも自治公民館ということで、類似施設として取り扱いをさせていただいておりますが、この運営に関しては、やはり区の中でお任せをしております。

例えば、非常に鍵のやりとり等で借りにくいとかというのも含めて、これはもう区にお任せをしておりますので、やはりその常時、開館というのはやはり常駐をされていることになっておりませんので、そこはなかなか難しいかなと思っています。ただ、運営上に関しては、区の方に自由に使っていただくということが基本になろうかと思っていますので、あとはもう区の中での裁量というふうになるというふうを考えております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

そうすると、例えば、任された公民館長の立場になってください。責任を感じますよね。管理をしなければいけないんだと、お上から命ぜられるわけですからね。

だから、そういう条例でも定めていない規則は廃止をして、そのままやられれば、そして、その地域の活性化のためとして人員なり、いろんな規模に応じて補助金を出されるのは、公民館長手当とか報酬とか出されているやつも一緒にごったにして、たくさんのお金を地域に渡されれば、地域でそれはもともと区の集会所ですから、生かされると思うんですね。高齢者がその地域を管理をすることだって可能なわけですよ。高齢者がみずから管理をして、そういうシステムをお考えいただくことがこれから大事じゃないかと思います。これはディベートしてもしようがありませんので、意見として、将来の高齢社会に地域の集会所が、やっぱり高齢者が家に引きこもることが一番いけませんよね、健康福祉課長ね、外に出てもらうことが大事ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）そのためにも、集会所がちゃんと生かされるのが価値があるんだと思うんですよ。10年先には多分33%ぐらい高齢社会になります、基山町。ことし、24年生まれの団塊世代のはしりが65歳になりました。これから5年間どんどんふえていきます。そういうことにおいて、地域の集会所のあり方というのを、ぜひ御検討いただきたい。よろしく願いいたします。

次に、広報きやまの件で、ちょっと「かいろう基山」のことで話をしてみたんですが、町長がみずから書かれたとは考えられません、この回答はですね。担当者がお書きになったんだろうと思うんですが、要するに校正員というか、その担当者がチェックをするときに間違

ったんだと。行政のチェック体制の誤りだというふうに御回答をいただきました。

今回まさにそのときに、この「かいろう基山」の件が出る前に、私は、担当課長に、「この11月号にもう一つ誤りがあるよ」と申し上げたんです。どこに間違いがあるかという、行政書士に無料相談NPO成年後見のことについてですね。ここで、これ間違っているよと、要するに「法定後見人」の「ハウテイ」がコートになっている。コートってわかりますよね。裁判所の「法廷」になっているんです。正式は、法が定める後見人ということで、成人後見人、これが正しい言葉です。それを言ったにもかかわらず、「かいろう基山」の訂正文書が出されたときに入っていなかった。私は、あれ、理解しなかったのかなと思ったんですけども、要するに、その後に出された、今月かな、先月のこの広報にも「何々より」と書いてあります。よく言われる言葉です。今非常に乱用だと思うんですが、「ただいまより議会を」、議長は言っていませんよ、そう言われていません。ただ、そういうふうに、「ただいまより卒業式を開会します」という言葉を使います。これは、「より」というのは、公文書を見てください、「から」になっています、「何々から」。「より」というのは、てへんに処と書いて「拠り」、あるいは原因の因と書いて「因り」といいます。これは比較をするときの問題です。そのように、行政の文書が非常に間違いがあります。

さらに申し上げますと、今回、あした選挙がありますが、私は、投票用紙をもらって入場券をもらって、びっくりしました。行政区と書いてあって、サングリーン5丁目と書いてあるんです。条例では決めていませんけれども、サングリーン5丁目という行政区はないですよ。行政区は1区から17区までしかないんです。それがここに書いてあります。それからもう一つ、今回の入場券に、行政区のところでファインハイツと書いてあるのがあります。これは、11区内にある行政組合です。ここに行政区と書いてないで行政組合と書いてあれば、サングリーン5丁目でもわかるんですが、ところが、ファインハイツというのはちょっと問題があるんです。ことしの4月かな、町名変更をしたんです。うちの区長がそういう間違いを犯すことはないと思って、すばらしい区長ですから、私は問い合わせをした。ちゃんと役場に届けてあるんです、変更したことが。変更したことを届けたにもかかわらず、この入場券にファインハイツと書いてあります。このように変化要因があったところは、総務課長が文書をちゃんと、要するに選挙管理委員会事務局は総務課にあるわけですから、そこにイメージネーションがあれば、ぱっとひらめいて、部下に、これは変えているかとチェックをすれば、こういうミスは起こらないんですよ。違いますでしょうか。総務課長、文書の問題。文

書の審査も総務課長の責任ですね。文書審査というのは総務課長の業務に入っているはずで
す。お答えをください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、文書管理について御説明いたしますと、まず、文書の事務の処理に関しましては、
文書の総括的事務及び文書の取集、それから收受、発送等の事務を一元化处理する分につい
ては、私のほうが総括的な文書の責任になっております。それで、基山町の文書管理規定の
4条で、総務課長が事務を総括し行うようになっておりますが、また、担当課のほうで行う
文書のほうも、第5条のほうで規定いたしております。その文書の規定につきましては、そ
れぞれ所掌の事務につきましては担当課のほうでも管理を行うようにしておりますので、そ
れぞれの課でも文書のチェックは行っておると思います。

それから、先ほど言われました、行政区の選挙等に関しましては、大変申しわけなく思っ
ております。責任を感じておりますが、まず、その理由等につきましては、本町に住所の変
更の届けが、御指摘のとおりあっておりまして、本町ではそれを鳥栖・三養基地区の広域の
ほうで事務を取り仕切っております。それは、住所の変更があったときにすぐに手続をとり
まして、住基ネットの変更は手続的にちゃんと行っております。ただし、基山町の場合は、
それに住基ネットと選挙人名簿もあわせて訂正するように行っておりますが、その際に、電
算センターのほうの選挙のほうのチェックのほうが行われておらなかったということで、当
然入場券を発送する場合には選挙人名簿とチェックをして確認をいたしておりますが、その
大もとの行政区のほうの変更ができておらなかったということで、大変申しわけありませ
んが、そういうことで発送をいたしております。

それから、行政区の取り扱いにつきましては、先ほど言いましたように鳥栖広域のほうで
まとめて、鳥栖、基山、それから、みやき町、上峰のほうの統一した様式の中で入場券を
発送いたしておりますので、特に基山町は、1つの行政区の中が2つに分かれた投票所等
の場所もありますので、組合名で行政区の中に表示をいたしておりますので、そういう形とな
っております。大変申しわけありませんでした。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

いろいろと理由の、私は、こういう武道家らしくない、潔くないなと思いましたね。文書審査の専門家が所属しているのは総務課だけですよね。他の課に文書の審査の専門家はいないはずですよ。そういう教育も受けていないと、これは前にも指摘しました。

町長、ハインリッヒの法則って御存じですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

たしかヒヤリ・ハットというか、やっぱり危機を感知してと、ちっちゃなことからそれが大きく広がっていくという、そのことだったかと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ハインリッヒの法則というのは、1つの大きな事故があった陰には、中ぐらいの事故が29あるよ、30近くあるよ。その後には、小さなそういう事案が300あるよ、というのがハインリッヒの法則だと言われています。言うように、1つその事案があったときには、そういうことがあり得るとというのが、これは基山町だけじゃなくてあるんです。要するにいろんな過ちがあったときには、そういう体制をつくらないと、過ちは繰り返される。これを平成10年、12年ぐらいかな、ハット情報という言葉が使われました。ハットしたときには、すぐ情報を出せと言うんですね。ハット情報という言葉が、これは私が当時、老人保健施設にいましたから、そういうところで介護をする立場でハット情報というのが出されたことがあります。

そのように、やはりいろんなことをチェック、その行政区が変わったらね、コンピューターがどうと、コンピューターというのは入力を間違えると全然アウトなんです。3年前だったか4年前に税務課長にちょっと申し上げたんですが、要するに課税というシステムは、我々みたいなフリーターみたいなというか年金で生活しているやつは確定申告でやっている。確定申告が全てのベースになるんですよ。確定申告の税務署からのが全部地方自治体へ情報として流れて、それをベースに計算されるんですね。ところが、流れたデータが町で受け取り方が悪いと、住民税から健康保険税から介護保険料から全て課税が変わってくるんです。そういう事案が基山町であっています。気づいた人が税務署に行ったら、違っていたという

ので、役場にも行かれたそうですけれども。そのようにやっぱり我々は、チェックする能力があるそういう特殊な人はチェックできるけれども、一般は、「あっ、お上から来たから納めなければいけない」と言って納めているんですよ。行政サービスは、集めたお金をもっとどのように配分をしていくか、全体的な総体を見てお金の配分を決めるのが行政サービスですよ、基本的にはね。だから、非常にそういう点では、私は、議員はプロじゃありませんが、行政職員はプロです。そのプロが、コンプライアンス、要するに遵法精神がしっかりしておいて、イマジネーション、想像が、今言ったチェック、想像を働かせて、そして独創的な発想をしないと、行政の質というのはよくならないと思っているんです。

ここで、もう一つだけ質問します。

今、佐賀県では、公共施設の中でたばこは吸えなくなっております。この前、ここでたばこを1回目で吸いに行って時間をはかったら、15分かかりました。そうすると、そこでちょっと話をするとね、急げば10分でできるかもわからないけれども、話をすると、すぐ20分、30分になりますね。労働基準法が変更されて、午前中、午後に15分ずつの休息という時間がなくなりました。そうすると、これは実際は、今、庁舎で吸えなくなったから外に吸いに行けということは、この喫煙規律をしっかりしないと行政サービスの低下につながるんじゃないかと思うんですが、そういう点について配慮されておりますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

職場でたばこを吸うことを規制した法律はないと思っております。

これは、健康増進法に基づきまして、基山庁舎におきましては庁舎内での館内での喫煙は禁止して、何カ所か屋外に設置した喫煙場所でたばこを吸っていると思います。これに関しましては、短時間での喫煙を行うようにということで、職員は理解をしているものと思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

これは、たしか県の条例で変わったんじゃないですか、県の中の公共施設の中でたばこを吸ってはいけないというのは、違いますか。法律ではありませんよ、健康増進法しかないか

らね、それに見合う。これで、もう一つイメージーションが欠けているのは、職員だけじゃないんですよ。来られた方が、要するにお客様が役場に来られたときに、タバコを吸うときに、野ざらしで吸わなければいけないんです。職員がどこで吸おうといいかもしれないけれども、町長の部下ですから、課長の部下ですから。ところが、タバコを吸われる方が来られて、野ざらしで吸わなければいけない。これは、イメージーションの欠如だと思います。要するに、住民の方に対する配慮が足りないんです。防風施設をすとかね。防風って、風を防ぐ施設をすとか、そのように。

あと3分しかありませんので、要するに、いろんなことをイメージートされて、クリエートされて、「ソウゾウ」されて、質の高い行政サービスの量と質を変えていただきたい。先ほど言ったように行政サービスの関数因子、因子はたくさんあります。基山町には基山町にしかない因子がたくさんあるんです。それを考えてやらないと、応えとする行政サービスがよくなるはずですね。コンプライアンスに欠けると根拠のない行政サービス、あるいは公正公平でない行政になりかねない。イメージーションとクリエーションに欠けると行政サービスの質と量が低下をします。行政事務というのはいろんなことがありますが、行政に全て公共サービスなんです。先ほど、県がやっている公共サービスは6,000アイテムと言いましたですね。その公共サービスは、執行部は行政サービスを生産する工場なんです。行政、これは役場です。行政サービスを生産しているんです。ひとつ生産効率を高めていただくことをお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

～午前11時10分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○3番（牧菌綾子君）（登壇）

3番議員の牧菌綾子です。

本日は傍聴いただき、ありがとうございます。

一般質問の時間がお昼過ぎまでかかる時間帯ですが、どうぞ最後まで傍聴いただければと思います。

今回の質問は、現在住んでいますけやき台で、住民の方から、以前からどうなっているのかという質問を受けていた内容について、お尋ねをいたします。

項目の1、けやき台緑地維持管理についてです。

昨日、一般質問した同僚河野議員からも、この緑地維持管理についてのお尋ねがありましたが、特に多く質問内容がダブっているとは思いませんので、どうぞ御答弁いただきますようお願いいたします。

要旨の1、けやき台緑地維持委託料で対応している場所と内容を詳しく示していただきたいと思います。

2、コミュニティー道路維持管理事業の概要を示していただきたいと思います。

3、基金があることで管理維持の当初計画の内容は変わったのでしょうか、お尋ねをします。

項目の2、白坂久保田2号線についてです。

私も、議員になるまでずっと通勤等で車を使っていましたが、通常、今の時期ですと、雪が降ったりすると、団地からこの3号線にも、旧有料道路のほうにもですけれども、小学校をおりた時点でよく渋滞しておりまして、その流れにも合流するのに信号が3回ぐらい変わらなければ入れない。これは雪に限らず高速等で何か事故があれば、その3号線からその高速道路利用の車が流れてきて、通常であれば5分ぐらいの距離で行けるとところが1時間ぐらいかかるということもまれではありません。

そして、昔に比べ救急車のサイレンを聞くことがふえたように感じております。この道がスムーズに使いなれば、どういう対応ができるのかというふうに考えるだけで、ちょっと怖い思いがすることがございます。

それでは、質問要旨の1です。平成26年度から着手予定の工事について、今後の見通しをどうお考えでしょうか。

2、当初の計画案に変更はありますでしょうか。

3、まちづくり基本条例第17条に該当する団体及び地域コミュニティーからのまちづくり計画の提案はあったでしょうか。

第1回目の質問を終わります。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

牧菌綾子議員の御質問でございます。お答えいたします。

まず、1項目は、けやき台緑地維持管理についてということで、(1)けやき台緑地管理維持委託料で対応している場所と内容を詳しく示してほしいということでございます。

けやき台緑地維持管理委託料で対応している場所は、一丁目東側のJRとの間ののり面、それから二丁目西側の鉄塔のある緑地、三丁目東側の調整池、JR、高速との間ののり面の一部、北側ののり面、それから四丁目北側ののり面の一部、西側南側ののり面の一部、三丁目、四丁目北側の緑地及びコミュニティー道路でございます。

(2)コミュニティー道路維持管理事業の概要を示してほしいということです。

コミュニティー道路の維持管理につきましては、けやき台緑地維持管理委託料の中で実施しておりますが、その作業内容は、年2回の除草、年1回の樹木の剪定、年3回の薬剤散布、年2回の清掃を行っております。

(3)基金があることで管理維持の当初計画の内容は変わったのかということです。

けやき台緑地維持の財源として充当してまいりました、けやき台緑地維持管理基金が枯渇する状況になりましたが、維持管理につきましては基本的には変更はございません。ただ、これを契機として、協働事業として地域の道路となるような取り組みができればと考えております。

2項目め、白坂久保田2号線について。

(1)平成26年度から着手予定の工事について、今後の見通しはどう考えているかということでございます。

平成25年度の早い時期に説明会を開催し、住民の皆様の御意見を伺い、理解が得られれば、平成26年度に着手する予定でございます。

(2)当初の計画案に変更はあるのかということですが、町道三国・丸林線に接続することに変更はございません。

(3)まちづくり基本条例第17条に該当する団体及び地域コミュニティーからのまちづくり計画の提案はあったかということです。

白坂久保田2号線に関する事項を取り上げたまちづくり計画の提出は、あっておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

では、2回目以降の質問をさせていただきます。

けやき台というふうに一言で言いましても、一丁目から四丁目までありますので、区が違えば、はっきりと管理している場所を認識してある方は少ないのではと思っております。特に変化がなく、毎年同じように管理がなされていくと、一体どういう形でそれが行われて、どれぐらいの費用がかかっているのか、そういうことも関心が薄れていくものです。そこで、1の質問をさせていただきました。

けやき台緑地管理維持委託料で対応している場所と内容を示してほしいということで、以前、課のほうに伺ったときに、目で見ただけのほうが早いと思って、自分もけやき台の地図を持って行って、こういう黄色い線で見づらいんですけども、こういう形でちょっと色を塗っていただきました。先ほどの文言でいくとかなりの文章ですが、本当にこのけやき台を丸く外周のり面等を含んで、この剪定及びこの管理ですね、それから薬剤散布等々をやっているというのがよくわかります。

それで、この維持管理委託料に、このけやき台緑地基金から、22年、23年と700万円繰り入れされ、既に残が1,207万5,000円となっております。24年度の予算も700万円の繰り入れで計上されておりますので、単純に25年は507万5,000円ということになります。これで委託料というものが全て賄われていたわけではないわけですが、今後かかる費用の対応は基本的変更はないということですが、今までどおりということのお考えでしょうか、まず、お尋ねします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

おっしゃるとおり一般財源で対応したいと考えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、23年度決算で委託料が897万1,055円でした。24年度予算では1,061万4,000円計上されております。これは、前年に比べ、何か経費の上で上がると予想するものがあったのか、上がったものがあったので金額が増額されたのか。この170万円近い金額の差をどうしてか、理由はおわかりでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

897万1,000円といいますのは、あくまで決算で入札減とかを含んだ数値ですので、その当初予算1,000万円近く計上しておりますけれども、入札減もありましょうし、臨時的な整備の金額も必要ですので、今のところそれだけの予算を持っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、また、入札減も含めてこの170万近い金額の差は埋まるかもしれないというようなことですね。

これから基金で繰り入れしてきた分はなくなることはもう目の前ですけれども、早急にこの事業内容の見直しというのはしていかななくてはいけないと考えますが、この繰り入れがなくなるということで、一般会計でということはあると思いますが、これを少しでも減らすという気持ちで、その具体的な案というのは考えていらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

経緯はどうでありましても現在は町有地でありますので、管理については今までどおりやっていきたいと思っています。ただ、町長、日ごろから協働ということを唱えてありますので、地域でやっていただける分がもしあるようなことがあれば、次の質問でもお答えをしていますけれども、コミュニティー道路について、草取り等であれば地域でやっていただくようなこともできますので、地域の道路ということで思いをさせていただいて協働事業でやっていただければ、少し変化が出てくるのかなというふうに考えています。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

この基金も何か最初は3億ぐらいあったと、こちらに移り住んでから耳にしたことがあります。とりあえず答弁の中では、やらなければいけないものはやらなければいけないんだということで、この費用として、予算以上にかかるということはとりあえずないようですけれども、入札等々で減額ということは考えられると思いますが、この外周道路、のり面部分を含めた剪定、消毒、草刈りは、それでは、今までと同じといかなくとも、管理維持のスタイルは変えないという認識でよろしいでしょうか、再度の確認です。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほども回答をしましたように、現在町有地でありますので、ほかの町有地と同様の取り扱いをしていきたいと思っています。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そこで、2の質問をいたしました。

コミュニティー道路維持管理事業の概要を示してほしいということでお答えいただいた中で、年2回の除草、年1回の樹木の剪定には、町の行う時期とその区のほうからこのときにしてほしいという要望の時期にずれがあつてのことと思いますが、クレーム等々の電話がよく役場のほうにかかってきたということは聞いております。

そこで、今までは、その先ほどの事業内容にこの草取りというのが入っておりました。今回、協働化事業の1つに、このコミュニティー道路維持管理事業が公表されておりましたが、この草取りの部分を地域で対応していこうということだろうと思いますが、この提案と提案の流れを見ると、協働事業に対する町民提案の提出がない場合、これは協働化一覧表に付随して載っています提案と提案後の流れという文書をプリントアウトしたのですが、この提案内容回答をスルーして協働事業の実施という手順になるのでしょうか。これが、この一覧表とか基本条例施行規則も読んでいますが、いま一つ理解できていないので、そこの手順を確認の意味で説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

基本的には、手順では提案をしていただくということにしておりましたけれども、提案がなければ協働化事業ですというわけではないかと思っておりますけれども、地域で自主的にされるものを、提案がないからそれはできませんということじゃないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

基本的に、自分たちの住んでいる場所ですからきれいにしておきたいと思えますし、専門職でなければできないという、この草取りという作業はそういうものではありませんから、それに対しての反論はないんですが、ただ、一丁目から四丁目まで業務の概要にあるとおり広さが一律ではありませんので、当然住民の方も区により違いますし、ただ1人がする作業量としての大きな差はないと思えますが、どういう形で住民の方の協力を得るのか、どういう流れになっているのか、教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

協働化事業の中身につきましては、町のほうで住民参加をどういうふうにするのかと考えるんじゃないかと、そこは協働をされる方のほうが、こういうふうにするという提案をいただきまして、そこの中に入れていくというふうを考えておりますので、町のほうでどういうふうにするかということは考えてはおりません。実際10区あたりも伊勢前公園のところを自分でされるという話もちよっと聞いておりますけれども、そういうことに関して、町が、では、いつ、何人来てどうしてくださいますかということじゃなくて、それは10区のほうでされるという話を聞いております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、この事業の概要にある、けやき台の4区内にあるコミュニティー道路の草取り、清掃等の維持管理業務というのは、区のほうからの提案という認識でよろしいですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それにつきましては、町の事業の中で、協働化でできるものじゃないかということで上げておりますけれども、実際するということになれば、地区の方がこういう方法でやっていきたいというふうに申し出られたときに、協働化事業の一つとして取り上げていこうというふうに考えております。ですから、コミュニティー道路全体をするという提案もあるでしょうけれども、コミュニティー道路の一部を、こういうところを自分たちでできるからやりたいという、そういう提案でも私はよろしいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、この一覧表に載っています、その事業費の予算額というものが出ておりますが、40万3,200円、平米単価90円ですかね。この金額がこの掲載の金額でなくても、各区が年度末に会計報告を住民の方にしていますが、それをどういう形で計上するのか。要するに、4区が一緒ですから、どんなふうな事業配分をというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それは、協働化で自分たちがやりたいという部分を恐らく示されると思いますので、その中で担当課のほうと協議していただいて、それにかかる費用を話し合っということになるかと考えております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そうしたら、その参考にということでここに載っております、「次年度もこの予算が確保されるかわかりません」という文言があります。目的からすれば、今後地域で対応していく

事業という認識なんです、これは予算が確保されなければしない事業なのか、平米単価90円という部分を確保できないが続けていく事業というものか、どちらの解釈で理解したらいいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

流れとしましては、企画課長が今、回答申し上げたとおりでございますけれども、今回のこの協働化事業の提案については、コミュニティー道路の中に草刈りとか剪定とかありますけれども、その中で草取りだけの部分は地域でしていただければ、できることでありますので、地域の道路としてその草取りの事業をこういうふうにできますからということで提案をしています。単価は、草取りだけの金額を算定すると40万3,200円になりますので、これぐらいの事業ですと、地域のけやき台の方で全部でしていただければそれにこしたことはありませんけれども、例えば、14区にあそこだけを、例えば10万円なら10万円ですみますよという提案をしていただければ、うちのほうもまたそれを考えて予算化をするということでございます。もし提案がなければ、今までどおり業者のほうでそれをしていくということです。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

1回、では、けやき台の4区の方のほうから、それはいいことだ、やろうということで、もし手を挙げてこういう事業が1年目されたとしたら、もう来年はしませんということは普通ないんです。去年こうだったから、やりましょうということになるんだけれども、この文言を見ると、「予算が確保されるかわかりません」ということになると、終わった年はこういうことで予算がついて、例えばお花代になり、土代になりと、その環境整備に使う費用に使われるんであろうと思いますが、そうじゃなくて翌年はわかりませんよという、ここがちよっと不安なところなんですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

協働化事業というのは、安上がりの委託というふうに受け取られたら私どもも困りますけれども、普通は業者でするよりも地域でしていただいたほうが若干安く済む場合が多いですので、その点で、次年度もこういうふうな予算が組めるかどうかはわかりませんよということを書いておきます。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

地域住民の方の親睦・融和を図るという目的からしても、各区の統一した管理に関する意識が必要であると思います。けやき台では4区の区長さんたちが定期的に話し合いの場を持たれていますので、それについての話し合いの心配はしておりませんが、こういう形で事業を実施するに当たり、今までのを、では見直した場合、管理事業委託料は、これをするによってというわけではないですが、どの程度削減できるというような計算はされていますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

削減というのも頭に全然ないことはないですけども、それが第一義ではありませんので、算定はしておりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それに関しては、協働化の目的として、昨日の河野議員からもちょっと怒りの言葉としてありましたが、「旭化成から緑地維持管理のため寄附された基金も底をつき始めていることから、今後は地域でできることについては地域で対応していただきたい。また、この事業により地域住民の親睦・融和がより図られると思います。」これが目的として載っております。ここに、ちょっとやっぱり引っかかりを持つわけですね。事実、底をつき始めているのは、先ほど言いましたように数字を上げて、もう507万円ほどしか残っていませんから、それがまだ25年は使えますけれども、それ以降はなくなるわけですから。しかし、この文言でこう考えていくと、何か普通の家で言うなら、お父さんに、「おばあちゃんからもらっていたお

小遣いがなくなるから、家計のやりくり大変だし、お昼の夕食をお弁当持参にしてね」と、「お弁当は持っていただけだし、それぐらいできるわよね」と、「ただ、頑張ったから少しダイエットはできたかなという結果になったけれども、余り家計の質は変わらないね」と、このようなイメージを持つんですけれども、さっき言いましたそのダイエットという部分が、この希望的予測としてのその「地域住民の親睦・融和が図られる」という文言に当たると思います。今でも年間の草取り等々で、日曜日出てまいります。きのうの数字でも出ました、50代は1,000人ということで、けやき台の中でも一番多い人数です。しかし、50代というのは、まだまだ現役で仕事をしている年代なんです。ですから、奥様方であってもお仕事をしている方が多いから、日曜日に出てくるのも大変だし、でも、決まったことだからしなくてはいけないということで、みんな協力はしますけれども、本当に陰でちょっと言っています。こういうことで、どういう形で区のほうから、「じゃあ、しましょう」という声が出るかどうか、それはちょっとまだ自分は把握しておりませんが、果たして親睦・融和を図られるかなと、私は思う部分もあるんです。

そこで、この委託事業で作業している中の仕事の手順や内容を聞いてのことですが、これは業者の方に聞いたんですけれども、剪定の際に草取り、それから清掃を一つの流れの中でやっているということなので、現在やっている事業の込みでやっているそのコミュニティーの草取りを切り離したとしても、金額的に、業者に委託しているからといっても大きく減額するとは思えませんが、業者の方からの声としては何も出ておりませんか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

確かにこの金額がそのまま委託料から減るとは私どもも考えておりませんし、先ほど申し上げましたように、金額を下げるための協働化事業の提案ではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そうですね。協働化の目的って、それだとやっぱり変ですね。でも、文言としては、自分がうがったとり方というわけではないけれども、やはりこの文言ではそのようにとれま

すよね。ちょっとそこが引っかかるところなんですけれども。

基金が底をつくから地域でできることは対応していただきたいというのがこの事業の目的ならば、これを行うことで全体の維持管理料に含まれていた作業内容からどう削減につながるのか、具体的な目標を提示されないと、やはりこの文言からいくと、ええ、これが委託料を見直しての事業というふうには、目的の事業なのかなというのが、やはりどうしても引っかかります。とりあえずそれも含めてですけれども、このけやき台緑地管理維持事業自体をこれでいいのか、住民の方にも関心を持っていただき、さらに見直すことは必要と思います。

そこで、3番目の質問をいたしました。基金があることで管理維持の当初計画の内容は変わったのかということでお尋ねをしました。

開発したこのけやき台の団地スペースというのは、フルの入居状態になるまで、私が移り住んでからも20年たちますが、フルになるには、私が移り住んでから10年以上はかかったのではないかと思います。その間、先ほど示されたこの管理事業内容ですね、これが、その管理場所の変更であるとか、それからその金額の増額、それとか、どういう経緯でこう変わっていったとか、そういうようなことは把握はしてありますでしょうか。

というのは、22年、23年の基金の借入れはその700万ということであれですけれども、二十何年前から、ここはできてからその管理というのはされていると思うんですけれども、そのずっと同じ金額で推移してきたということはないと思うので、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

けやき台の緑地維持の管理につきましては、旭化成があの辺を開発をいたしまして、緑地についても旭化成の所有でございました。その旭化成所有分を町に移管をするときに、寄附金をいただいています。1億1,000万円でございます。その1億1,000万円管理をするということで、その当時、話ができて移管を受けております。当初は、寄附を受けたころは利息が高かったので、その利息の分で整備をしておりました。ちなみに申し上げますと、平成4年は400万ほどを支出をしております。平成6年ぐらいから1,000万ぐらいに支出がなりまして、平成10年から、けやき台のその基金から700万円を毎月繰り入れをして事業をするようになりました。十何年かたっていますけれども、トータルをしますと維持管理の支出で1億

6,200万でございます。それに対して、基金の繰り入れが1億1,000万ですので、1億9,500万ほどを繰り入れをしています。それが現状でございます。

○議長（後藤信八君）

1億9,500万の繰り入れって間違いないですか。違うだろう。

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

済みません。1億500万ですね。失礼しました。1億500万です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

こういう細かい数字は、やはりこういう立場になってお尋ねをしないとわからないもので、うわさ話的に、「最初3億もあった」というのは、随分ちょっと大きく話が広がった話だったというのが、ちょっと今わかったんですが。とりあえずこういう細かな数字を認識をされなくても、住んでいらっしゃる方は、「そろそろ基金もなくなるし、今までどおり、やっぱりこのやられるんだろうか」ということは、多分に不安になってお尋ねがありました。かかる費用は要るんだけど、必要最低限でやっていきたいというそういう気持ちはわかるんですけども、とりあえずこういう質問をさせていただいたのを機に、管理委託料がふえていったという部分が、そう大きくはないにしても、先ほどの地図から見ても、最初のころはしなかったであろうという場所もふえているのではないかと思います。ですから、もう一度この安心・安全の立場からここが必要なのか、そういう点での見直しはしていただきたいと思います。当然やらなくてはいけない場所の内容というのは、のり面部分とか、それから大きな木々で通常の高さではないところの剪定とか、住民が手出しがちょっとできない部分という、場所になると、もうはっきりとわかりますので、そういうことをもう一度見直していただいて、ここはやっていかなくちゃいけない場所、ここはどうにかなるんじゃないだろうかというグレーゾーンというか、そういう部分も含めて、その点検ということはしていただきたいと思います。

そして、先ほど言いましたように、けやき台の人からよくクレーム電話が入るということは、前の課長のときからお伺いしていましたけれども、それは悪い性格云々というんじゃないで、多分そういう剪定場所とか、その時期が事前にわかっていたら、そういう摩擦も少な

くなっただんじゃないかと思えますから、ぜひ、区長さんも含めてですけれども、そういう住民の方と連絡を取り合って、そういうことの摩擦が減るような形でやっていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。この質問は以上です。

次の質問に移ります。

第2項目めですね。白坂久保田2号線についてですが、私がこれをお尋ねするには、少しちょっと話が大きいので荷が重いかないと思いましたが、実際この事業内容をきちんと把握しているそのけやき台の住民の方というか、一度その説明会がありましたので、それに出席された方もいますが、先ほど言いましたように仕事等々で、私も含めてですが出席しておりませんので、しっかりとどういう内容の話があったのかということを知らないという住民の方が多いので、半分以上はこの事業の内容の確認ということで、この質問をさせていただきました。

町もですけれども、このけやき台も、昨日の数字から出ましたように、50代・60代・70代と、20代・30代に比べて割合が非常に高いので、高齢化という、余り好きな言葉ではありませんが、顕著に進んでおります。これは大きな岐路に今立っているなというふうに感じております。今現在、自分は車で運転して仕事にも行きますし買い物にも行きますし、特にここがというようなことはなかったのですが、ここが今、いけば閉じた状態というか、要は行きどまり状態のようなこの道路だと、あと5年後を考えたら、これは車で移動するのにどうなんだろうということは、普通に考えても不安な部分があります。そして、そういうところから、これもちょっと聞かなくてはということいろいろ調べたんですけれども、この事業を、今後方針を含めて町としてどういうお考えなのかと、その考え。予定は未定ですから決定ではないんでしょうけれども、それをお尋ねするということで、まずその最初の1の質問をいたしました。

26年度から着手予定の工事についての今後の見通しということで、これは9月の議会だよりに出しておりますので、御存じの町民の方も多くいらっしゃると思いますが、決算特別委員会での審査内容で、これを一応25年度の早い早期にということで、住民の方の理解が得られればということは書いてありますが、一応26年度に着手する予定という、こういうことで議会だよりにも出させていただきました。これは、平成21年度3月議会で、私は傍聴席のほうに行って聞いていたんですが、前池田議員が、これに関しての一般質問をされております。内容に関しては、このときの会議録を確かめました。町長は、「まちづくり交付金事業で計

画しているが、制度の先行き不透明、町財政の見直し検討で先送りしたいと思っている」という、そういう答弁でした。事業計画を考える際のこの財政面での問題点は、一応クリアできたということによろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは、去年、おととしてございますかね、9月で一応やるということで、法線等も引きまして、住民の皆さんに説明をということで上がったわけでございますけれども、そこで、非常に、その説明の仕方が悪かったという面もあったと思いますけれども、反対が多かったと、そこにいらっしゃっている方がほとんどもう反対だったというようなことございました。実際の賛否というのはどうかわかりませんが、そういう状況がまずあったということですよ。

それから、財政もそのとき若干不安な面もありましたけれども、しかし、ほかの道路をして、こちらのほうを先送りにしたというようなこともございまして、一応もう財政面はやっぱりゴー、やるというような、今そういう基本的な考え方に立っております。そういうことからしまして、後はもう皆さん方がどうお考えになるか。町としましては、本当にあそこは渋滞もしますから、その解消ということ、それから利便性も向上するだろうし、あるいは、また安全面でもよくなるんじゃないかと、そういうふうな考えを持って進めてはいきたいと思っております。

あと、本当に賛否が、どう皆さんがお考えになられるのか、それは、やっぱりいま一度確かめていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

私は、その説明会での云々は、自分が出席しておりませんので、お尋ねをすることはいたしません。ただ、この文言の中で、やはり町財政の見直し・検討でということで、ちょっと財政面的に今いろいろ予算がないということをよく聞きますので、こういう大きな事業ですから、その辺は一応大丈夫、ゴーサインが出たというふうに私はとったものですから、こういう大体大きな事業に関しては、普通、決定に向けて一つ一つ懸案事項を解決していくと、

そして、決定に向けて動いていくというような予定で進んでいくものという認識ですので、その認識に関しては違いがありますでしょうか、町長、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

財政面でございますけれども、さっきもちょっと申しましたように、ほかの道路というようなことも、その当時やっぱり頭にございましたから、どれを優先させるかというようなことで、あそこの2号線をということを優先させようというような気持ちでございました。それにはやっぱり、財政といいますのは、どっちを優先させようかと、その辺が一番のやっぱり私の頭にあったことだと思いますけれども、あそこがちょっと進まないということだったので、あとは城戸1号線なり、あるいは神の浦なりというようなこと、もうそれを整備して、城戸1号線は大体めどが立ったということでございますから、次をひとつぜひ財政面からでもオーケーだろうと、大丈夫だろうということで申し上げているところでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

財政面で大丈夫であろうというお言葉でちょっとほっとしたんですけれども、この道路改良にかかるその説明会が行われたことは、先ほど言いましたように自分自身も知っておりましたが、多くのその自分の近くの方、あるいはちょっと区は違いますが、ほかの方にもちょっとお尋ねしますが、実際どういう計画内容の説明であったのか、聞いたのは4丁目の方ですけれども、出席された方にも確かめましたが、「きちんと聞いていない」と、「実際どうだったのかよくわからん」と。そして、このことに関して、まちづくり推進課のほうでもちょっとお尋ねに行きましたが、十分な説明を町民の方にできる状況になかったというふうに伺ったので、実際、出席した方でも、この事業が一体どういう内容なんだということをきちんと把握しているということはないかなと思います。

それで、賛否両論あるということは当然わかっているし、あえてそれをここで言うつもりもないんですが、それを判断する意味でも、実際この計画内容ってどういうことだったんだということを、説明をわかりやすくちょっとお願いしたいんですけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これの道路改良の予定、計画につきましては、白坂久保田2号線が現在のところは行きどまりになっております。本来、幹線道路というのは、やはりその末端の道路といいますか、そこと接続することによって道路の十分な機能が果たせるというふうに思っておりますので、その行きどまりの道路の解消を図っていきたいということの計画でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そこまでは、多分、皆さん理解されております。実際、あの道は今、扉という形でとめてありますけれども、多くの方はあそこがあいて出るのであれば、車がどういう形で行くんだろうというようなこともおっしゃる方があって、きちんとどこをどう抜けてどのような道路を想定しての話であるのかということをお聞きしたいということが、問題なんだろうと思うんですよ。ですから、具体的な計画が出せる段階じゃないと、ここをどうこうということは言えないのかもしれませんが、そういう認識で、多くの方が反対の声を上げた中にはそういう方もあったということが自分の中で耳にした中にありましたので、ここが大体どういう形でどこにつながって、どれぐらいな例えば道幅で、どういう形でという、その具体的な方針はわかっているんですけども、具体的な部分でちょっとお尋ねができないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

そのところで問題点になっておりますのが、先に町が計画した道路の説明会だから、そこにやはり住民として抵抗があるんだと。もともとどこにどういった住民の方の意見を聞いて、その上での計画がしかるべきではなかったのかというふうな反対の意見だというふうにお伺いしておりますので、そういったところはゼロからのスタートというふうに考えておりますので、その気持ちで今後は説明会を開催したいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

よろしいですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それ以前のことから申しますと、実は町道変更、議会にもそれをお願いしまして、町道認定をしてもらっておるといふ、もうそこまでは実は進んでおったわけでございます。

ところが、それに沿っての法線の説明とかというような、当然実施設計とか詳しい設計は出ておりませんが、概略の説明をということで説明に行ったということでございます。

したがって、今度はやっぱりその辺のところも、もっとこうしっかりこちらも図面なり何なりを持って行って、どういう形でやるのかは、また考えますけれども、説明会を開かせていただくと、それで皆さんの意見がどうなんだということ把握したいということです。

○議長（後藤信八君）

牧園議員。

○3番（牧園綾子君）

先ほど、最初にも言いましたように、確認も含めてというのは、町の方針、町はこういうことを考えてこれをしたんだという部分が、その説明会に行くまでにこういう場でそれが少しちょっと聞けたら、そうしたら、町民の方もそういうことで町はこの説明会をし、そして、そういうことでここをその事業としてやろうとしたんだという、その大きな部分でわかればと思っておりますね、細かいどうのこうのじゃなくて。

だから、あそこの道を、例えば真っすぐに延ばして、どこそことつないで、どういう道路にして、例えば、町としてはこういうふうにやっていきたいんだと。その道をどう活用していくのかという、そういう部分のところをちょっとお尋ねをしたかったんです。

実際、非常に難しい問題ですので、一言一言をお考えになって答弁をされていると思うんですが、実際、こういう大きなけやき台のような宅地開発で幹線道路に抜ける道が、例えば1本というか、行きどまりとか、こういうような場所というのはほかにあるか、どこか御存じでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

町内にも幾つかの団地がございますけれども、幹線道路が行きどまりの団地はないのではなからうかというふうに思っております。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

「町内では」と申しましたけれども、町外、私も関心というか、以前からやっぱりそういう目で見たりしておったんですけれども、あそこの太宰府市ですかの高台、これはかなり上っています。そこはたしか通り抜けなかったんじゃないかなと、今思えばそういう気がいたします。それは、本当に、わあ、これでいいのかなというような感じで見た覚えがいまだに残っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

実は、これをお尋ねするときに、すつとちょっと近くにあるですね、大きなこの美しが丘、希みが丘団地の周辺地図を調べてきました。やはり団地の周回道路、それから3号線に入る大きな道路、美しが丘南から603号線に続く大きな道路、要するに団地中央道路をそのまま行って、三国が丘駅方面に続く道路と。地図で見ると、文言で言うよりすぐわかるんですけども、やはり1本ではないんですね。こういう宅地開発と交通網を考えた道路状況を見ると、やはりちょっとこの白坂久保田線は、今のままというのはちょっといびつかな、問題かなというふうに思います。

そして、これは余談なんですけど、このけやき台の家を購入する際、20年前ですが、「今は通り抜けできませんが、いずれ福岡のほうに抜ける道ができます」と、そういうことを聞いております。同じころに購入した人にも聞いたら、やはりそういうことを、言ったのは町の人ではない、それは販売者の方が言っているんですけども、そういうことを聞いて購入しております。ということは、ようやく20年以上たって、そういうふうになんか公然と言われてきた、そのつくられなかった道路計画をいよいよ実行に移す時期に来たというふうに、前向きに考えてよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

2項目めで町長のほうから答弁がございましたように、町道三国・丸林線に接続することは、当初からの計画がありましたので、それを実施に向けて26年から着手していきたいという町の予定でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

私的にはゴーというふうに受け取ったんですが、ことしになってから、実はこういう道路行政はいかなものかという、そういう強い文言での投書もうちの17区公民館のほうにも届いております。この計画は実際、没になったのかというふうなことでお尋ねも受けました。3点に、ここを通せば、その安全面とか騒音とかということを心配にしてある方の声も、同時に伺っております。

ですから、先ほどの町長の答弁で、これからは説明会をきちんとまた、前回のうまくいかなかったことを考えてきちんとされるであろうと思いますが、そこで、2の質問をしたわけです。

変更はありませんかということで、変更はないということですが、予定どおりその変更がなくて計画が進んだら、平成25年度にはさらに細かな点も煮詰めていかななくてはいけないと思いますが、これを凍結してもう既に何年もたっております。周りの道路状況とか交通量等も変わってきていると思います。その点での例えば数字のデータなどを調べてあると思いますが、当初のこの計画案に、それを変更するというような影響ということは出ておりますでしょうか。また、そういうデータというのは、今お持ちでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

9月議会でも、河野議員のほうから、そういった点につきまして御質問がありましたけれども、交通量、そういったものについてのデータはございませんし、あとの3号線までというようなお話もありましたけれども、その点についても、現在のところは、まだ検討の段階でございません。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そうしたら、当初の計画での道幅ですとか、先ほど3号線にはつなげるということはまだ考えていないということでしたけれども、では、一切のそういう見直し等々は、まだないということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃっております見直しというのがちょっと理解できませんけれども、町長のほうから答弁がございましたように、町道三国・丸林線に接続することの計画の変更といった、そういったものはございません。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

済みません。言葉が足らなかったんだと思いますけれども、凍結して長いものですから、最初の当初の予定の数字ですね、例えば道路をつくるときの、それがそのまま変更なくされるのかというところを、ちょっとお尋ねをしたかったんですけれども。

○議長（後藤信八君）

わかりますか。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

同じ答弁になって申しわけございませんけれども、まず、町道三国・丸林線に接続することを最大の目標として頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

いいですか。

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、予定というのは、ただつなげるぞということだけなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

現時点では、まずはつなげると。それから先、以前からもこれはお話もあってはおりますけれども、つなげただけでは果たしてどうかと、もっと先まで、筑紫野のほうまでこうやるべきじゃないかと、それから3号線にもつなげるべきじゃないかと。それについては、今度は高速の下の問題もございますから、そういうことはやっぱりまた問題になってくるでしょうから。それからJRとの関連もございます。そういうことで、やっぱりまた検討していかなければいかんということでございます。

まだ現時点では、その3号線にこうしてつなげますよというようなことまでは、ちょっと計画には入れておりません。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

済みません。何か自分の中ですごく膨らんで計画を考えていましたので、そこまでだとは思いませんでした。

それで、「平成21年度の3月議会で議決された設計委託料464万9,000円、これを使わずに置いて、いつの時点で施工できる状況と判断されるのか」という、会議録で前池田議員の発言がありましたが、例えば、これを、では進めるとして、設計料というのは、この金額から大きく差があるものでしょうか。大体これぐらいの金額で委託するという考えでしょうか。そこまでの考えも、まだないんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

その当時は、議員がおっしゃいました464万9,000円というふうな金額を計上いたしておりましたけれども、では、実際的にその金額でいいのかということは不明確でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

すごく意気込んで、これをもう大きな計画が動き出したというふうに、その予算委員会の

折の課長の言葉を聞いてわくわくしてですね、私はゴーだと思ってこの質問をちょっとして
いたんですけども、そうなんですか。

そうしたら、例えば、では、まあ考え方はわかりました。

でも、そのこういう計画をする際に、細かい数字は別としても概算で、こういう大きな計
画をする際は、ある程度これぐらいはかかるであろうとその土地代も、もし土地を購入する
ことがあればそれも含めてお考えだと思いますが、概算でどれぐらいがかかるやろうという
ようなお考えの数字も出ておりませんか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まだそのような金額は計算いたしておりません。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

少しちょっと空振りしたかなと思っておりますが、議員になってからいただきましたいろ
んな資料の中に、基山町都市計画と基山町道路網の図面というのがありまして、これを長い
時間かけて整備してきたんだなというのを見ていますと、経緯を少し知ることができました。

そこで、1級町道、基山町には路線が25あります。この基山町道路条例にうたってあるよ
うに、「町の幹線道路を構成し、かつ一般国道、県道、主要集落、主要交通流通施設、主要
公益的施設、または主要観光地を連絡する道路を1級町道という」と、これほどはっきり明
記してある1級町道ですから、町がこれをどう位置づけ、この路線を有効活用していく計画
なのか、既にしっかりと青写真はでき上がっていると思いますが、最後に、町長にそれを含
めてこれをどういう方向で進めていきたいかのお言葉をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これを含めてというか、この2号線ということじゃなくて、全般的にということですか。

○議長（後藤信八君）

もう一度趣旨を言い直してください。牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

この白坂久保田2号線というのは、先ほど言いました1級町道ということの25のうちの1つであったから、これほどのしっかりとして必要なだと、こういうことで趣旨でしたいんだということを明記した一般町道であるならば、この白坂久保田2号線についても、こういう趣旨でこういう形でやりたいんだという強い言葉を町長から伺いたいと、そういうことだったので、よろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほどから申していますように、これはやっぱり前議員さん方とのお約束といたしますか、先送りというようなこともありまして、これをしっかりとやっぱり進めていくべきだというふうには今考えております。

○議長（後藤信八君）

牧園議員。

○3番（牧園綾子君）

一応、方向的なことはきちんと聞けたかなと思いますが、具体的な案がまだこれからということだったので、また、次回これを今後の質問として、これに関してはさせていただきます。これで質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で牧園綾子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時20分まで休憩します。

～午後0時19分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

6番議員の重松です。今回で3回目の休日議会を開催することになりました。まず、町長初め執行部、職員の御尽力に感謝を申し上げます。また、議会へ足を運んでいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。基山町の課題を大きく3点質問し、ぜひとも一緒に考えて

いただきたいとの思いを含めて、一般質問を行います。

まず、質問事項1として佐賀県東部の合併問題、そして、広域連携について質問いたします。

9月議会でも質問いたしましたけれども、時間の関係で2回目以降の質問ができませんでした。その続きをさせていただきます。

まず、町長は、合併に対して、「賛成・反対どちらでもない。合併に対して旗振り役はしない」と発言されてきましたが、ことしの5月以降、シンポジウムや地域ビジョン検討委員会等の議論を受けて、今までの見識と変わりはないのか、基本的なことをまずお伺いいたします。

2点目は、地元懇談会等で合併に関しての発言を受けて、「町民へ情報発信をしていきたい」と発言されておりますが、どのようにして情報発信をするのか、質問いたします。

3点目は、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会の最終答申も発表されましたが、広域連携についても検討をされています。具体的に何ができるとお考えですか。

4点目に、今後の取り組みとして、来年の早い時期に副市長、副町長クラスの検討委員会が始まると記述されておりますが、主な議題は何になると思われませんか。

5点目に、合併に関する情報を町民に提供したり意見を聞く中で、最終的には町民の意思を把握しないといけないと思いますが、どのようにされるお考えですか、質問いたします。

次に、質問事項2として、まちづくり全般について質問いたします。

まちづくり基本条例が施行されて1年8カ月が経過しました。まちづくり基本条例第17条でまちづくり計画の策定をうたい、第18条でまちづくり計画への支援等を記載されています。まちづくり計画に基づく活動に対して財政的支援の考えをお聞きいたします。

2点目は、協働化事業一覧表が公表され、7事業が列記されておりますが、7事業を選んだ根拠は何でしょうか。

3点目は、その7事業のうち協働で実施できる事業は何だとお考えでしょうか。

4点目は、来年4月でまちづくり基本条例施行2年が経過しますが、見直しの検討をされているのか、質問いたします。

次に、質問事項3として、臨時職員、正式名称は日々雇用職員ですけれども、臨時職員に対して質問いたします。

まず、緊急雇用創出事業での臨時職員は、各課ごとに何名採用されていますか。

2点目に、緊急雇用創出事業は来年度までの事業ですが、平成25年度の臨時職員はどのように取り扱われる考えでしょうか。

最後に、臨時職員の待遇、例えば、賃金、通勤手当、定期健康診断、一定期間継続された臨時職員への退職手当等等、改善は検討されているのか、質問いたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

重松一徳議員の御質問に答えさせていただきます。

まずは、1項目め、佐賀県東部合併と広域連携についてということで、(1)「合併に対して賛成・反対どちらでもない」と、「旗振りはしない」と今まで言っておったが、変わりないかということでございますけれども、私は現在それに変わりはございません。

それから、(2)合併に関して町民へどのようにして情報を発信するのかということです。

12月1日号でも情報提供を行いましたとおり、広報きやまにおいて随時情報提供を行っていく予定でございます。

「地方分権と市町村合併」、「基山町の財政と将来負担及び4市町が合併した場合の財政と将来負担」、あるいは「都市計画税や水道料金等の行政サービスの変動」、「合併の実例（合併してよかったところ、合併して悪かったところ）」等について、情報提供を行っていく予定でございます。

(3)鳥栖・三養基地域ビジョン広域連携も検討されているが、具体的に何ができると思うかということでございますが、幾つかのことは、既にもう鳥栖市との間で実施している事業でございます。

文化スポーツ施設の相互利用については、さまざまな問題もありますので、できるものから進めていければと考えております。また、共同での観光PR体制の構築については、基山町だけの観光コースというと物足りなさを感じざるを得ませんが、4市町が共同でPRすれば、魅力ある観光PRができるのではないかと考えております。

(4)の来年早々、副市長・副町長クラスの検討委員会が始まるが、主な議題は何かということでございます。

地域ビジョンに掲載されておりますとおり、10から20年後という時間軸で地域のあり方を

議論することになっております。

(5) 合併について町民の意思をどのようにして把握するかということです。

まずは、先ほどから申しますとおり、町民の皆さんに十分な情報提供をすることが重要と考えております。その上で、意見交換会等を開催しながら、町民の意見を聞いていきたいと思っております。

2項目めのまちづくり全般についてということ。

(1) まちづくり計画に基づく活動に対して財政的支援の考えはということです。

従来から申し上げておりますとおり、提出された計画について町のほうでも必要と考えるものについては、財政支援なり事業化を行っていききたいということでございます。

(2) の協働化事業一覧を公表したが、7事業を選んだ根拠は何かということですが、特に基準を設けたわけではございませんが、町で行っている事業で町民の皆さんと協働で行えるものについて担当課で協議し、7事業を上げておるということでございます。

(3) 7事業のうちで実施できる事業は何かということですが、コミュニティー道路維持管理の一部について、けやき台のほうで検討をさせていただいております。

(4) のまちづくり基本条例が施行されて来年4月で2年になるが、見通しの検討はということでございますが、失礼いたしました、見直しの検討はということですが、現在のところ見直しの予定はありません。

3項目めの臨時（日々雇用）職員についてということです。

(1) 緊急雇用創出事業での臨時職員は、各課ごとに何名かというお尋ねです。

農林環境課が5人、教育学習課で1人、まちづくり推進課が3人、税務住民課が1人、企画政策課1人でございます。

(2) の平成24年度までの雇用創出事業だが、平成25年度は臨時職員はどのように扱うのかということでございます。

平成24年度の雇用創出事業のうち、住みよい環境整備事業と特別支援教育事業で5人を雇用したいと考えております。

(3) 臨時職員の待遇、賃金、通勤手当、定期健康診断、一定期間継続勤務者の退職手当等の改善はということです。

現在のところ、通勤手当、退職手当については支払っていません。定期健康診断については、社会保険加入者については実施をいたしております。

待遇改善については、今のところは特段考えておりません。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

2回目以降の質問は、要領をまとめて質問をさせていただきます。

まず、見識に変わりはないという発言でしょうけれども、それに変わりはないというふうに言われました。

しかし、町長はこういうことも言われているんですね。「将来は合併も考えなければならぬと思う」という言い方もされています。この趣旨の発言もあるわけですが、基山町のどのような将来になれば、この合併も考えていかなければならないと、この要因をどのように思われているのでしょうか。町長が言う合併も考えなければならぬというこの将来は、どのような要因でしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

一番考えられますことは、そうあつてはいけませんけれども、やはり財政が非常に厳しくなるといいますか、交付税関係もございまして、財政が本当にこれでいいのかというようなこと。そして、また反面、それによって住民サービスが行き届かないというようなそういうことが、やっぱり合併を促進というような考え方につながるのかなというふうに思っております。

それと、そういう悲観的なことだけじゃなくて、やはりこれからの道州制なり何なりいろんなことも考え合わせまして、やはり先々広域の行政でやっていったほうが良いというような、そういう見方も出てくる可能性もございまして、そういうところもひとつやっぱり十分に考えながらということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われました4項目、財政、サービス、道州制の問題、そして広域の問題、これらを考える時期が、私は今と思うんですね。今考えないと、財政が厳しくなった、サービスが低下

したというところでの考える時期では、もう遅いと思うんですね。それが、今のこの合併をこの佐賀県東部で考えようという話だろうというふうに思います。

少し具体的な質問もさせていただきますけれども、久保山議員の一般質問の中で、この鳥栖・三養基の地域ビジョン検討委員会が出されました最終報告のこのダイジェスト版、これを各家庭に配布したいというふうに言われましたけれども、配布した後、どのようにされますか。橋本市長は配布した後、合併問題の必要性を皆さんに訴えていきたいというふうなことまで言われました。上峰の町長は、町民アンケートをとりたいというふうなことも言われました。町長は、どのようにこれを活用したいというふうに思われますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

現在これを活用してどうこういろいろの議論も進めるということまでは考えておりません。やっぱり一つの情報提供だと。合併なり、あるいは連携なりということについての考え方、やはりそれぞれの市町、いろんな課題もあるし特色もあるし、そういうことも上げてありますので、これらをどう考えるかということ、その一つ情報提供材料になるということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そういうのも踏まえて、今後、広報きやまで、地方分権と市町村の合併問題とか出されましたようにいろんな問題、町民に情報提供をされるんだろうというふうに思うんですね。私は、その中で1つ、今回言われますように12月1日号ですね、これで、「市町村合併ってどんなこと」というふうなことで、まず、これが第1弾だと思うんですね。第1弾の情報が出されました。なぜ、今合併かというのが第1に来るんですね。なぜ今この合併が、またこの議論に出されているのかと。この捉え方が、私は、確かに現象面では、1月に鳥栖の民間5団体が佐賀県東部の地域合併協議会の設立準備会を設立されたというのが、直接的な要因だろうというふうに思うんですねけれども、私はずっと、昭和29年に鳥栖市が誕生して、その後の動きを見れば、基山町の中でも合併問題の議論は何度もされてきているんですね。そういう情報も私はぜひとも発信していただきたいと。というのは、これは私もいただいたんです

けれども、「鳥栖市誕生の舞台裏」ということで鳥栖市が発行しています「栖(すみか)」という地域雑誌が、広報誌がありますね。その中で、これはちょうど85年ですので、昭和60年代かな、鳥栖市30年の中枢にいた平川孝俊収入役ということで、「鳥栖市誕生の舞台裏」というのがずっと詳しく書いてあるんですね、インタビューで。その中で、昭和29年に鳥栖市が誕生して、その後、昭和38年には、基山町の議会で鳥栖市の合併をこれを議会の中でやっ
ていこうということで議決されているんですね。で、鳥栖のほうに話は持っていかれたと、しかし、そのときにはうまくいかなかったと、逆に、昭和42年に鳥栖の市長が今度は基山町長にこの合併の話をもう一度されたけれども、その話もうまくいかなかったと、そういうふうなずっと長い歴史があるんですね。そして、昭和15年、16年、17年、この平成の大合併のときに、またうまくいかなかったと、平成ですね、済みません、そういうふうな流れの中があるんですね。だから、私は、そういうのもできたら町民の方に出していただきたいと、情報を。これは企画政策課のほうでしょうか、ちょっと回答をお願いしますけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

あと流れ、かれこれの情報提供ということは企画課のほうから申し上げると思いますけれども、なぜ今合併かというような、これは文面の意味の捉え方がいろいろあるかと思いますが、何で今合併なのかと、しなかいかんのかというような捉え方もありましようけれども、私の思いとすれば、今何で合併議論がまた再燃してきたのかというような、そのきっかけになったのが、やっぱり一つには、東部地区を考えるあの合併協というような、それであるというような、そういう私は捉え方をいたしておりますので、合併がどうのこうのと、ここでそんなことは言っていないと思いますけれども、そういう意味合いでございます。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

合併については、合併の歴史をとということですね。そういうことにつきましても、情報提供は行っていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それとあわせて広域連携もこのビジョン検討委員会の中では検討されています。鳥栖市と基山町で連携強化に向けた取り組みが11件出されましたね。その中では、例えば、軽バイクの御当地ナンバーとか実施できた部分があります。まだ実施できていない部分もあるんですね。今この鳥栖・三養基の地域ビジョンで検討しているのは1市3町なんですね。1市3町という少し広域になってくると。鳥栖・基山のこの連携というのが、私は大変大事だと思うんですね。ここが成就しない限り、鳥栖・三養基、1市3町の連携というのも難しいかなというふうに思っていますけれども、今後取り組みに向けて何か今具体的な動き、鳥栖と基山ですね、連携に向けて何か具体的な取り組みをやっていこうという検討は何かありますか、されていますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

従前11項目を上げておりますけれども、ちょっと今のところ、この1年間は1市3町の連携にやってきましたから、特に新たなものというのは上げておりません。むしろ1市3町の連携になりましたので、そっちの中に取り込んで、その中でやっていくのが適当だと今のところ考えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

1市3町の首長、シンポジウムにしてもビジョン検討委員会の発足、または最終案の発表なんかで発言した内容を、1市3町の首長の発言を聞けばわかるんですね。みやき町の末安町長は一貫したどのような言い方をされているのかといえ、鳥栖市長にリーダーシップをとっていただきたいというのが1つなんですね。それと、この合併については、私たちは鳥栖に裏切られたと、結婚式当日に逃げられたという表現をされているんですね。だから、この合併問題については、鳥栖市の態度、鳥栖市のリーダーシップにかかっているんですよという言い方をされています。上峰町長は、いろんな全方位外交、神埼等も吉野ヶ里等も視野に入れながらということ独自、今のところ上峰は人口減少もしていないと、どうにか自立できる体制をつくっているんだという言い方をされているんですね。鳥栖市長は、明らかに

「合併をしたいんだ」と、「そのために私は選挙公約として訴えて当選しました」というのは、必ず言われるんですね。小森町長は、「いろんなことも考えながら、それはやぶさかではないけれども、今その時期なのかなというのがありますよ」という言い方もされますね。だから、そういうのをちょっと考えていけば、鳥栖と基山がいかにかまとまるのかと。これは、合併だけじゃなくて、やっぱり連携事業も含めてやっていくのがというのが、私は第一に来なければならないと。そのために、この鳥栖と基山の連携強化へと向けた取り組みがされているんだと思うんですけども、この辺、もう少し具体的に何かやっていこうというふうな提案を、基山町のほうからする考えはないですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これについては、今後4市町の企画課、担当課が集まって組織をつくりながら、実施に向けて検討をしていくということになっておりますので、今のところ、うちのほうからどれをやっていこうというものは考えておりません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そこも考えなければ、話は進まないと私は思うんですね、この連携強化にしても。スポーツ文化施設なんかも1つありましょう。今サガン鳥栖、大変J1で頑張っておりますし、そこも地域連携して応援していこうというのものもあるかと思うんですね。そういうのもぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、それぞれ副市長・副町長クラスで検討委員会も始まっていきますね。「10年、20年後の地域のあり方を議論したい」というふうに言われています。これは副町長ですので、田代副町長が参加されますね。きのう、答弁では、「町長のお考えも伺いながら対応していきたい」というふうに言われました。行政に長く携わってありますのでわかると思うんですね、佐賀県東部をずっと見てこられて、田代副町長個人的に、この佐賀県東部、特にこの合併、広域連携、どのようなお考えをお持ちですか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

佐賀県東部、この地域をどのように考えられているかということですが、皆さん思っていることと一緒にだとは思いますが、歴史的にいても、この一体というのは一緒にやってこの経済活動を行ってきた、行政も行われてきたという部分もあります。今はそれぞれ単独町で運営をされておるんですが、やっぱり将来的には地方分権等もどんどん進みますし、ある程度のスケールメリット等も必要になってきますので、将来的にはやっぱり一体となって取り組んでいく地域ではないだろうか、そうしないと、この地域は発展しないんじゃないだろうかというふうには思っているところでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われました回答の中で、やっぱり将来はと、この将来の捉え方なんです、将来に向けた。今しないと、では、いつするのかというのが、私の持論でもあるわけですが、いや、将来はしますよと、では、その将来はいつですかと言うと、これは本当は明らかにしていかなければならないと思うんですね。

それで、私は、最終的に、今から先、情報提供をしていくと、意見交換会等も出てくるんだろうというふうに思いますね。しかし、私は、合併議論もたらだと2年も3年も4年もかけてすべきではないと思うんですね。鳥栖の誕生のときに、私も先ほど少し出しましたけれども、これを見ると、いいか悪いかは別として、鳥栖市の誕生までの期間というのは物すごく短いんですね。19年の1月に第1回の議論がされて、そして、19年の3月には18回目でしたか議論されて、そして3カ月で鳥栖市の合併というのは固めたんですね。それは、その当時の田代町、鳥栖町、麓村、基里村、旭村ですか、そこのそれぞれの町長、村長が、よし、やっ払いこうというふうな最終的に意思統一をして、そして、これは各町議会、村議会の議決も踏まえて最終的にはされたんですね。短時間の間に鳥栖市というのは本当は誕生しているわけです。そこに基山町は、この文章では、「1つバスに乗りおくれる」というふうな表現で、鳥栖は、基山は参加しなかったというふうな表現をされているんですね。そういう面からすると、来年度、25年度には何らかの結論を、私は出すべきなんだというふうな考えを持っておりますけれども、町長は、その辺のこの合併に向けた工程、ロードマップ、これをどのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私の性格かもしれませんが、今まで申し上げてきているのは、やはり今、早々、急ぐということはいかがかなというふうに思っております。8年前、9年前に合併をしたところ、そういうところの、そんなことを言っているとなかなか進まないということもわかりますけれども、メリット・デメリットというのも見えてきている部分もございます。そういうことからしまして、やはりそののところもしっかり見ながら、もう全体の流れというのは当然そうなんですけれども、その辺も見ながら町民の皆さん方にもその辺も理解していただくというような、そういうやり方をやるべきじゃないかというふうに思っております。

これは、余りに急いで、さあ、どうだ、さあ、どうだということで、リーダーシップでそっちの方向に行ければ、それはそれでいいんでしょうけれども、もし行かなかった場合なんて、こういうまた取り越し苦労かもしれませんが、それも考えると、余り急ぎ過ぎて結論を出すということはいかがかなというふうに、私は思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は逆なんです。基山町が本当に単独でやっていこうというふうに町民が結論を出せば、私はその道を進むべきだと思うんです。合併の道を選ぶなら合併の。私は、基山町の今の行政がどっちつかずの行政なんだと思っているんです。合併も視野に入れながら、そして、単独でやろうというのも視野に入れながら、そうすると、基山町が今からどのようなまちづくりをしていくというのをきちっと決めない限り、基山町は衰退が1年、2年、3年、倍加して進んでいくと、私は思っています。やっぱり私は今の時期に決めると。なぜ私はそれを思うのかというと、やっぱり町長のリーダーシップも含めてなんですけれども、やっぱりきちっと情報提供もしながら、なるべく早い時期に私は結論を出したほうがいいというふうに思っています。鳥栖市が誕生したときに、こういう話載っています。「鳥栖市が誕生して何と解く」というこんなとんちみたいなのが、これは平成16年の「栖(すみか)」に載っているんです。「鳥栖市とかけて何と解く」、「年寄りと解く」、「その心は、しのごとなか」と、鳥栖市の「市」という町みたいになっていないというふうなこともかけて、とんち

されているんですね。合併したからすぐによくなるというふうには、私も全然思いません。合併したら合併したで、いろんな問題が出てきます。しかし、それを乗り越えて、佐賀県東部の新しいまちづくりをしていくんだというふうなこの気概がこの合併には必要なんだと、町長が言うように、いや、あれも心配、これも心配というふうに思われていたら、やっぱり進みませんね。その決断が、私は、特に来年の時期にすべきなんだというふうな、これは持論も申し上げながら、ぜひともいろんな情報が今から町民の方にも提供されますので、町民の方の中でも議論を喚起していくようなことをぜひともお願いしますし、私もそういうつもりで頑張ってまいりたいというふうに思います。

2点目の質問に入らせてもらいます。

まちづくり全般について質問しました。なぜ全般かという、いろんなことを含めて質問したいから全般というふうになっているわけですがけれども、1点は、財政的支援や事業化するというふうに言われていますね、活動団体に対して。しかし、この財政的な裏づけ、これは今のところされていますか。私が心配しているのは、「やりたいんですよ」と、「財政的支援もしますよ、事業化もしますよ」と言っても、その裏づけがないですね。この裏づけは、どこで保障されていきますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今のところ7区のまちづくり計画が出ておりますので、これにつきましては、特に財政上の裏づけがあるわけではありません。

1つは、水辺公園みたいなところを7区のほうは考えてありましたので、これにつきましては、もう少し具体的な提案をお願いしますというふうにお願いをしております。それで、県の土木のほうにも、「何かいい方法はないですか」ということをうちのほうで話ししましたら、「もう少し具体的なものをくれ」というふうに言われておまして、県のほうも従前は親水事業というんですか、水辺に親しむ事業というんですか、そういう事業がありまして、「そういうのの事業があったけれども、今のところちょっとその辺もいろいろ問題があるから約束できるものではないけれども、まず、ちょっと具体的なものを出してくれ」というふうに言われております。だから、そういうものを経た後に、財政的裏づけができるのだと思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それでは、まちづくり基金と、このまちづくり基本条例、この基金の取り扱いと基本条例の、今からさっきの取り組みと、この整合性といいたいまいしょうか、これはどのようになっていますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まちづくり条例と、まちづくり基金のところは、今のところ別立てで考えております。ただ、協働という考え方は同じです。

まちづくり基金を使って、まちづくり条例の計画等を支援していくということは、ちょっと今のところ考えておりませんが、まちづくり基金の場合は町民の皆さんから提案をいただいて、3年間に限って支援をしていくという考え方ですので、ちょっと条例と並行で協働を進めておりますけれども、条例を生かすものとはちょっと考えておりません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これはまちづくり基金が制定されたのが平成19年の6月議会なんですね。私たち2期生が議員になって最初の議会で、このまちづくり基金が上程されたんですね。コカ・コーラのそれぞれ設置した売り上げのうちの20%を寄附していただいて、寄附していただいてというか、これはコカ・コーラのほうが寄附しますよという中身だったんですね。そして、地域で役立ててくださいと、ソーシャル、今そういうビジネスといいたいまいしょうか、大変いろんな業者が今そういうのもしているんですね、地域に貢献というやり方で。それは、基山町ではまちづくり基金として活用するようになったんですね。私は、そのときに、「一企業がこうしてするからといってそこまで、条例までつくってすべきなのか、本当に」というのを質問したことがあるんですね。おまけに、まちづくりといえ、今から先いろんなまちづくりがあるけれども、「とするとトータル姿勢がなくなるのではないのか」というのも質問したことがあるんですけども、やっぱり私は、このまちづくり基金を今見直すべきではないのかと。ただ一

企業が売り上げの20%を寄附して、それだけの運用のための基金じゃなくて、例えば一般の人が寄附もありますね、ふるさと創生の寄附もありますね、ところが、いろんなあると思うんですね。そういうのをまとめて、そして基山町の一般財源も入れて、そして、私は、年間、例えばもう少し金額もふやして300万ぐらいのですね、今は大体150万ですか、180万ですか、それも1事業に20万という上限で8事業ですかね、というような上限がありますね。そういうのをやっぴりのけて、もう少しこのまちづくり基金を、まちづくり基本条例に合った条例に見直すべきではないのかというふうに考えますけれども、この辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まちづくり条例ができましたものの、そういう使い道というんですか、そういうものも考えられないかということで内部的には話をしておりますけれども、ちょっと今のところ、やはり住民団体の中でこういうふうにやりたいというふうに申し出もありますから、そういうものも、そちらの人のことも考えなくてはいけませんもので、これはちょっと今後研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

というのは、まちづくり基本条例に基づく取り組みと、このまちづくり基金を利用する活動とは、若干違うんですね。例えば、今回まちづくり基金を活用した事業等も出されておりますけれども、それは別に、例えば老人クラブだったりとか、商工会青年部ですか、イルミネーションをしたりとかですね、そういうのも含まれてできるんですね。

しかし、まちづくり基本条例でうたわれている、この活動団体とか地域コミュニティー、これは一定程度組織をつくって、そして町の認可も受けながら活動するというふうな団体なんでしょうね。この辺が、今何かごちゃ混ぜになっているというところで、少し整理したほうが良いというふうに私も見ますが、これについては、今後できたら検討していただきたいというふうに思います。

それから、ことしの10月の区長会で、まちづくり計画の策定についてお願いって出されて

いますね。今から先、第5次の総合計画等も策定も計画していると、総合計画も、そのためには、町民活動団体または地域コミュニティーがまちづくり計画を策定して、それをこの基山町の総合計画策定の重要な提案として今から考えていきたいんだというふうに各団体に出されていますけれども、今各17の行政区の中で実際に、7区はしたという報告があっただけですけれども、それ以外の行政区でこのまちづくり計画は策定、いや、そういう動きがされている行政区はありますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

具体的にするという話を聞いたところは、今のところございません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は、そこが先ほどからも、前回からも出ていますけれども、地域担当職員のかかわりですね、この辺をどのようにしていくのかと、この問題点の把握もしながら、この辺は少しやっぱり今後考えていかなければならないということだと思いますので、今のところはそういう動きがないと、あっても表面的にはないだけで、いろんな動きはあるんだろうと思うんですね。そこは、やっぱりきめ細かに今から先はしていかないと、町だけの姿勢ではだめだと思うんですね。やっぱり地域担当職員を初めとして、やっぱり皆さんが地域に足を運ぶというこの姿勢が大事だと思いますので、それについてはこれ以上言いませんけれども、やっぱりしていただきたいというふうに思います。

それから、7事業を選んだ根拠は、というふうに質問して、「いや、別になんか」というふうには言い方もされました。私は、一つは、この7事業が本当にこれでいいのかなというふうなことも、心配も一つはしているんです。例えば、この7事業の内容を見れば、草刈りだったり、草取りだったり、駅前通路の清掃だったり、公園の維持管理だったり、そういうのが主なんです。

これは、今、午前中も少し議論がされましたけれども、今、民間の企業の方、または清掃なんかは社会福祉の団体の方とかがされているんですね。そういう民業を圧迫することになりませんか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

午前中もありましたけれども、そもそも協働という事業は、住民の皆さんと一緒にやったほうが、その成果がよりよい結果が得られるというのを目的にしておりますので、基本的に安く上げるとか、そういう発想ではございませんので、その辺は、全く影響がないというものではございませんけれども、やはり、そういうふうの中で住民の皆さんと一緒にやったほうがよいものは、やはり町としてもやっていったほうがいいんじゃないかと考えております。例えば消毒なんですけれども、町のほうで業者に委託しますと、非常にいろんな、洗濯物を干しているときにかかったとか、いろんなことが出てきますけれども、そういうものを、高い木とかは難しいでしょうけれども、小さいものであれば、自分たちで都合のいいときにやれば御近所にも迷惑がかからないし、そういうものはやはり住民さんと直接話し合いながらされるのが一番いいかと思っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

先ほどから「住民」という言い方をされていますけれども、「町民」なんですね。まちづくり基本条例の22条の2「町民と協働で」と、この「町民」というのは、基山町に住所を有する個人でもあり、そして町内企業に勤務する個人でもあり、そして町内に活動する事業所でもあり、学校でもありと、そういう人たちはこの7事業を、逆に言えば、受けようと思ったら受けることができるんですね。ということは、事業者、今取り組んでいる造園の業者の方が、このまちづくり基本条例に基づいて今までどおり、この例えば「けやき台の地域コミュニティ」道路の維持管理は私たちが協働という形で受けますよ」と言えば、受けることができるんですね。この条例では、必ずしも地域コミュニティや活動団体が受けなければならないということは何もない。「町民」というふうな表現しかされていないんですね。そこが一つは問題です。

それと、もう一つは、先ほどから消毒の話も出されましたけれども、私は、福岡市のほうで長い間、造園の会社等の関係で入札等々も入ってしました。基山町の今行っている植樹管理、植栽管理を含めて、私も見積もりを1回積算したことがあるんですけれども、福岡市の

造園単価からすれば約7割ぐらいの金額なんですね、安いです。まともにすれば多分1.3倍から1.5倍ぐらい本当はかかる金額を、基山町の造園協会の方は安い金額でされているんですね。安いから悪かろうというわけでというふうに私は言っているわけじゃないんです。ただ、一番決定的な違いは、安全管理なんです。今基山町の造園の方がされている安全管理の仕方で福岡市のほうで例えばされたら、一概には言えませんが、ほとんど入札停止を受けるぐらいの、やっぱり安全管理に対しては全然違うんですね。なぜかという、交通量も違います、当然全く交通量が違いますから、物すごく福岡市の場合は安全管理が厳しいんですね。だから、私は思うけれども、消毒一つ、草刈り一つにしても、物すごく本当は安全管理にはお金をかけなければならないんですね。しかし、そういう発想がこの協働には全く本当は含まれていないんですね、誰が責任を持つのかと。必ずそういう事業には、私も現場監理の仕事は長くしましたけれども、必ずその現場を責任する現場責任者がいるんですね。苦情とか何かとか、役所からのあれなんかは全部その人が最終的に責任を持たなければならなくなるんですね。そういうところも含めて本当は考えなければならないというふうに思っていますけれども、この辺についてまで考えられていますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

基本的には、地域の町民の方が皆さんでやっていくということを念頭に置いておりましたので、そういう安全管理とかにつきましても、皆さんと一緒にやられる場合は、そんな危ないところという発想はちょっとなかったもので、ちょっと今のところそこら辺は考えておりませんでしたので、今後はちょっとそういうことも考慮に入れながらやっていきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

7区のほうが、活動団体含めて、今、秋光川の河川に桜を植えて、アジサイを植えて、その下草刈りとか消毒なんかをしていますね。私もそうですけれども、もともと農家で草刈り機もある、消毒機械もあると、そういう経験も十分にしているからということでやっているんですけれども、もしこの植栽を基山町がして、管理は7区の人がするという発想だったら、

私は多分賛成していないかもしれませんがね。あそこには、秋光川に桜を植えようというのは、あその秋光川の土手は、これは1級河川の土手ですので、大変本当は条件が厳しいんだと、桜なんか植えられないんだという中を、いや、地域で話をして、やっぱりそれでも秋光川の土手がもう大変草も伸び放題で荒れているから、やっぱりみんなでしていくためには、やっぱり桜を植えて、みんなで管理したほうがいいんじゃないかという発想のもとに、「じゃあ、桜を植えようか」という、そういう発想も含めてこれは7区のほうでされたんですね。そして、県のほうに何回もかけ合ってもらって、許可をもらって、そして桜を植えて、そして、「桜を植えただけではいかんから、草刈りもしよう」と言って、毎月7日、7区だから7の日ということで、曜日は関係なくて7日は朝8時ぐらいから約1時間ぐらいですね、約二、三十人の方が集まって草刈りをして、今管理しているんですね。だから、そういうふうに一連の中で協働というのが私は生まれると思うんですね。ただ単に、どこかの町道とか公園とか何とかを管理していくれという発想でこの協働を捉えれば、なかなか私は難しいのかなというのが思います。この辺については一例ですので、いろいろな取り組みがあると思うんですね、ぜひ参考にさせていただきたいと。何か一言ありますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

協働化事業につきましては、1つは、この事業を上げておりますけれども、一番お願いしたいのは、やはりそういう協働でやるという考え方をもとに、町民の方にいろんな活動をしていただくのが一番よろしいかと思っております。だから、コミュニティー事業に関しましても、コミュニティーの維持管理って、あの道路を全部維持管理するって話にはならないわけですよ。だから、そういう中で、地元の方ができる部分だけはどうだろうかという話も聞いております。花壇とかは自分たちが手入れしているので、そういうものだったら自分たちもという話も聞いておりますし、伊勢前公園あたりも、公園内の草取りということで、そういうことであれば可能だという話も聞いております。そういうことが出てくるのが、やはり協働の基本だと思っておりますので、ここの事業を上げておりますけれども、その事業が全くする気はないというものじゃありませんけれども、そこから出てくるものが今後の協働の推進につながるんじゃないかと考えております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

その発想で私はいいいんですけれども、実際見れば、例えば、あの協働化事業一覧表、「まちづくり基本条例第22条2項の規定に基づく協働化事業一覧表を公表します」というふうに書きながら、やっぱりあの書かれているところで、「最低価格見積者に依頼する場合があります」と、確かに価格は、では、そういう最低価格とかを見なければなりませんね。しかし、その発想だけが来れば、これはもう業者にさせたほうがましですね、最低価格というふうな表現を。だから、「最低価格」というか「価格も参考にします」という中身だったらわかるんです。しかし、そうじゃなくて、書いてあるのは、「最低価格見積者」というふうに、もう明らかにそれが第一条件みたいな書き方をされているから、これは協働とはまたかけ離れるんじゃないですかというふうには、私は思いますけれども。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この件に関しましては、先ほど重松議員おっしゃいましたとおり、町民であれば誰でも応募できるわけですから、そういう意味で、町内のどなたかが、じゃあ、自分がやろうと思って出されたときに、それを協働というだけで、その方にお任せするわけにはいきませんもので、そういうときはやはり価格面という問題が出てくれば、当然競争入札というものは免れないという発想は、これは最後の押さえという発想ですけれども、そういうものは残しております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

最後の押さえだったら、「見積価格も参考にさせていただきます」という表現だろうと思うんですね。そこら辺が、私はどうも違うし、先ほどから言われていますように、「町民」という捉え方は、これは事業者も入るんですね。そうすると、事業者の方が、「じゃあ、これ出しているのは全部、協働化の提案でしますよ」というふうには事業者の方が出されれば、そちらのほうにもなるんですね。しかし、協働をしていこうという中では、朝方も少し論議がありましたけれども、やっぱり活動団体なり、地域コミュニティー、そういう人たちにや

っぱり参加してほしいんですよという発想だと思うんですね。そうすると、この辺の使い分けでは、そういうふうにはなっていないんですね。この辺は、ぜひとも今から先も少し検討をしていただきたいというふうに思っております。

時間の関係もありますので、次の質問に入らせていただきます。

先ほど、臨時（日々雇用）職員の関係で、緊急雇用創出、少し何人採用されているのかというのも出しましたけれども、私も、これは少し詳しく勉強しなければならないなと思ってしていると、東日本大震災に対応した雇用創出基金事業なんですね。東日本大震災に対応した部分が、こんな部分なんですね。21、22、23年、リーマンショック以降、大変雇用が厳しくなって、これが緊急雇用創出事業だったんですね。3年間で終わりました。24年度からは、この東日本大震災に対応して雇用創出、それがいろんな使われ方があって、今そういう中でもこの東日本大震災の復興の予算が準用されているのかと、横流しされてほかに使われているというような批判等もあるんですけれども、実は、今、基山町が採用していますこの緊急雇用の創出の事業も本当はこの一部でもあるんですね。私は、これを今ここで問題にしているわけではありません。その中で佐賀県が出しています平成24年度佐賀県緊急雇用創出基金事業の震災等緊急雇用対応事業、これは6事業で25人計画されているんですね。しかし、先ほどの説明では11人ですね。この違いはどこにありますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、1つは、雇用者が減っている部分もあります。それと、半年で1人という数え方になっていますから、数がちょっと若干違ってきております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そういう中で、25年度については住みよい環境整備事業と特別支援教育事業、計5人を採用となっています。これは、先ほど言いましたように本来24年度までの事業ですけれども、事業開始が24年度で、平成25年度までは本当はできるようになっているんですね。しかし、先ほど言いましたように、この東日本大震災の本当は雇用創出の予算がこういうのに利用さ

れていいのかという批判の中で、25年度は多分これは基金が打ち切りになる可能性があるのではないのかなというふうに私は心配しています。そのときに、先ほど言いました5人は、今は緊急雇用は人件費の2分の1をこの基金事業から出してもらっているんですね。しかし、もしこれがとまれば、先ほど言いました5人については、これは基山町の全額単費になると思いますけれども、この辺はどのようになっていますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ここに書いておりますうちの住みよい環境整備事業につきましては、25年もちょっと県のほうの基金事業とはなりませんので、これは町単で4名考えております。それから、特別支援事業については、今、県のほうから事業の要望が取りまとめられておりますけれども、この中に入っておりますので、この1人の分は、25年度もそういう雇用創出事業の中で対応できるかと思っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

では、今言われました住みよい環境整備事業については4人は町単費になって、特別支援の教育事業については、これは1人ですけれども、県の基金から半額ですね、人件費の2分の1だろうと思っておりますけれども、100%ですか。100%出るんですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）わかりました。

それで、先ほど言いましたように、緊急雇用創出事業が平成21年から、21、22、23年あって、正確には私もあれですけれども、基山町は約40人から50人、これを採用されたと思うんですね。採用期間は約1年間、そして、その更新はありませんよというのが基本でしたね。そして、この緊急雇用創出で基山町が農林環境とかまちづくりも採用していましたけれども、再就職をどこか希望して例えば面接に行くとか、就職試験に行くとかというときには、行ってくださいと、あくまでも暫定的にこれは緊急雇用ですという中身でしたけれども、今まで基山町がこうして21、22、23年間採用されて、その後の追跡調査はされていますか。例えばどこどこに就職したとか、どこどこに雇用されているとかというようなのは追跡調査はされていますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

追跡調査はしておりません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私も、私のちょうど年代ぐらいの人が、もう50歳過ぎて55歳過ぎた人が、やっぱりこういう解雇とか企業倒産、なかなか再就職口がないんですね。だから緊急避難的に基山町にこの緊急雇用を採用されてと。しかし、では1年間たって、これは緊急雇用の中にもこれは雇用保険はありましたので、雇用保険ももらいながらでしょうけれども、もう仕事は探してもないというふうな実態が今でも物すごく多いんですね。だから、ここについては、やっぱり基山町が責任を持って採用できるところは採用しなければならないというふうな私は考えを持っているんですけれども、余りにも今そういうふうな職を探している人が多いものだから、すぐに対応ができないと思いますけれども、基山町が責任を持って、一時期緊急雇用で採用した人が今どのようにされているのかという追跡調査ぐらいは、私はぜひしていただきたいというふうに思いますけれども、これはできますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この件に関しましては、個人のプライバシーの問題もありますので、向こうの返事次第だとは思いますが、ちょっとその辺も含めて考えないと、単純に、勤めていたから、今どうしているか言えというのも非常に問題がありますので、それについてはちょっと研究をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

プライバシーは、公表の仕方では当然プライバシーは出てきますよ。しかし、やっぱり基山町が、これは緊急雇用という形で再就職を目的としたこの緊急採用でもあったわけですか

ら、やっぱりその後のこれはきちっと追跡調査はすべきだろうというふうに思っています。

それから、時間もありませんので、1点だけ確認します。

通勤手当も今、臨時職員、日々雇用職員の方には払われていませんね。通勤手当を払わない根拠は何ですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

基山町非常勤嘱託職員要綱の第6条報酬の第2号の中で、「報酬のほかにかなる手当も支給しない」となっております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私も今、通勤手当と言ったから、「いかなる手当も」となるかもしれませんがね、交通費なんですね。交通費といってもこれは実費なんですね。皆さんも、2キロ以上通勤距離がある方は交通費が出ていますね。2キロから4キロまでが2,000円ですか、4キロから10キロまでが4,000円ですか、これはきちっとした規定条例があると思います。これは、仕事に行くためには交通費を何か、例えば2キロ以上の方は車で来る、何とかで来るというのは、これは実費なんですね。実費を払うというのはこれは当たり前じゃないですか。私もずっと調べていたら、地方自治法で、非常勤職員に報酬と交通費は払えるというふうにこれはなっていないか。

認められている交通費を払わなくていいという根拠は何もないんですね。交通費は実費なんです。だから、一人一人通勤距離によって金額は違うんですね。手当みたいに、例えば手当というから、何でもかんでも払いませんよというふうになってはいますが、交通費は実費なんですね、違いますか。副町長、これは県との関係はどうなっていますか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

県のほうでも、嘱託員と日々雇用については手当等は出していません。（「交通費」と呼ぶ者あり）交通費も出していません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この問題については、改めて3月議会で質問します。ぜひ調査をしておいてください。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で、重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで、14時30分まで休憩します。

～午後2時20分 休憩～

～午後2時30分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、神前輔行議員の一般質問を行います。神前輔行議員。

○1番（神前輔行君）（登壇）

こんにちは。1番議員の神前輔行です。本日はお忙しい中、傍聴に来てくださいます、ありがとうございます。

早速ではございますが、質問に入らせていただきます。通告に従いまして、3項目質問させていただきます。

1項目め、人口増対策について、2項目め、観光事業について、3項目め、定数管理について、お尋ねいたします。

まず、1点目の人口増対策についてお尋ねいたします。

多くの市町村が抱える課題で少子高齢化による人口減、基山町においても例外ではありません。基山町では、特に20代、30代前半の転入、転出が多いようです。人口減により地域活力の低下につながらないように、人口増対策についてお尋ねします。

1、10月31日現在の総人口1万7,689人、男性8,470人、女性9,219人、世帯数6,363世帯ですが、基山町のピーク時を教えてください。

2、ここ5年間の人口統計をお示してください。

3、基山町が人口増に転じたとき、現在どれぐらい土地、住宅の受け入れがあるのか。また、人口で考えた場合は。

4、基山町行政改革実施計画書に人口増対策を上げられています。その中に、5つ上げら

れた根拠は。

5、人口増をどのように見込んでいるのか。

6、取り組み内容のスケジュールで、平成24年、平成25年がともに検討になっている項目が、27項目のうち19項目あります。半分以上は再来年からの実施ですが、なぜですか。

次に、観光事業についてお尋ねします。

基山町とはどんなところか、どこに位置しているのかを全国的に広く知っていただくために、今後さらに力を入れていかなければならないと考えます。今後の観光事業の展開を知りたく、質問させていただきます。

1、主な取り組みと事業成果を示してください。

2、平成25年度の展望を示してください。

3、きやまんの活用はどのようになっていますか。

4、各団体との連携をどのように図っているのか。また、要望など上がっているのでしょうか。

最後に、定数管理について質問させていただきます。

最小のコストで最大の効果を上げないといけない定数管理。今後、事業展開に必要な職員が足りているのかという観点から質問させていただきます。

1、定数管理はどのように行っているのか。また、随時見直しているのか。

2、年齢構成はどのようになっているのか。

3、職員の平均残業時間を、平成22年度、平成23年度を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、神前輔行議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の人口増対策についてでございます。

(1)基山町のピーク時の人口を教えてくださいということでございますが、平成11年5月末で1万9,153人でございます。

(2)ここ5年間の人口統計を示せということです。

平成20年3月末が1万8,210人、平成21年3月末が1万8,092人、平成22年3月末が1万7,

923人、平成23年3月末が1万7,749人、平成24年3月末が1万7,713人でございます。

この間、特に減少が大きい世代は、社会増減だけを考えますと、平成20年度が20歳代が98人、10歳代が31人の減、平成21年度が20歳代が107人、10歳代が34人の減、平成22年度が20歳代84人、10歳代46人の減、平成23年度が20歳代が59人、10歳代が15人の減となっており、自然増減は別として、やはり10歳代後半から30歳前後の年代の社会減が人口減の要因のようでございます。

(3) 基山町が人口増に転じたとき、土地、住宅の受け入れがあるのかと、また、人口で考えた場合は、ということでございます。

人口増に転じたとき、どれだけの受け入れ態勢があるのかとの質問だと思いますが、残存農地から考えると32ヘクタールございます。けやき台の約4分の3程度の面積になります。

しかし、不動産業者に最近の状況を尋ねてみますと、住宅地については、造成が完了する前に宅地が売れてしまうこともある状況とのことでございます。必ずしも土地があれば、それが住宅地につながるものではないようです。

また、人口で換算すれば、どれだけの人口の受け入れ態勢があるのかとの問いだと思いますが、これは、一戸建てと共同住宅では土地1平方メートルに居住できる人数が異なりますので、推計は困難でございます。

ただし、基山町のまちづくりは2万1,000人を目標に行ってきておりますので、この数値までが当面の受け入れ人口ということになるかと思えます。

(4) 基山町行政改革実施計画に人口増対策を上げておるが、その中に、推進方策を5つ上げた根拠は、ということです。

町民の代表で構成された基山町行政改革懇談会の提案として掲げられた人口増対策の4件の取り組み項目を行政改革推進本部で検討し、新たに1項目を加え、5項目を推進方策としたものでございます。

(5) 人口増をどのように見込んでおるかということですが、特に具体的目標は立てておりません。しかし、先ほど申し上げましたとおり、将来人口目標は2万1,000人ということになります。

(6) 取り組み内容のスケジュールで24年、25年がともに検討となっている項目が27項目のうち19項目ありますと、半分以上は再来年からの実施ですが、なぜですかということがございます。

お答えとしましては、予算化し事業推進するまでの期間を検討しております。当然実施年度の前倒しも考えながら検討年度としておるわけでございます。

2項目めの観光事業についてでございます。

(1)主な取り組みと事業成果を示せということです。

観光事業については、町の事業と観光協会の事業がありますが、両者は関連した事業ですので、両者について説明させていただきます。

まず、観光情報発信事業は、観光協会ホームページの開設を支援し、フェイスブックを活用した情報発信を行っています。また、きやまんを活用したのぼり90本作成し、町内の主要施設等に40本を設置しております。

また、今年度の紅葉の時期に向けて、福岡県内のバスツアー会社へ、年間400万人が訪れる鳥栖プレミアムアウトレットと大興善寺を組み合わせたツアー提案など、報道機関はもちろん旅行業者等にも情報提供を行っております。

おかげさまで、RCC中国放送で大興善寺の紅葉を紹介した旅行がテレビで紹介されたり、新聞の一面広告に取り上げられた旅行広告で大興善寺がコースの一部として紹介されるなど、思わぬ効果も出ております。

地元の話では、ことしの紅葉の時期には、久しぶりに大興善寺の駐車場へ入る車が小原あたりまで渋滞したとのことでした。

また、地域活性化支援センターが主宰する「恋人の聖地プロジェクト」に参画し、佐賀県で2カ所目の恋人の聖地に「大興善寺 契山」が認定されました。ことしの紅葉の時期にも「恋人の聖地」ということで、多数の来場者があったそうです。

次に、きやまんオリジナルグッズの製作に関しましては、観光協会事業として、缶バッジ、クリアファイル、携帯クリーナー、ストラップなど、5種類を製作いたしまして、販売を開始いたしました。12月6日現在の販売個数は、缶バッジ353個、クリアファイル934枚、携帯クリーナー211個、ゴム製ストラップが321個、立体ストラップが250個となっております。

さらに、JRウォーキングに関しましては、参加者数が、春が1,110名、秋が1,357名となりました。

(2)平成25年度の展望を示せということでございます。

平成25年度も、今年度に引き続き、大興善寺を活用した交流人口の拡大を目指し、新たな観光活性化事業を考えています。そのために、町、観光協会、商工会青年部、大興善寺など

が連携し、「佐賀県きやまの魅力づくり協議会」を立ち上げ、来年度の観光活性化について協議を進めております。この協議会では、来年度の県の「新幹線活用プラン事業」の採択を目指し、佐賀県の玄関口である基山町の観光地の魅力づくりに取り組む予定でございます。

(3)のきやまんの活用はどのようになっているかということですが、きやまんにつきましては、平成23年3月7日に誕生して、間もなく2年を迎えようとしています。町内の文書や広報誌などの活用や、キャラクターグッズの制作、着ぐるみの活用によるテレビやイベントなどへの参加を積極的に行っております。年間25回程度の出動となっております。また、きやまんのオリジナル商品を販売しているお店やシールを張って販売するお店など、その活用方法も広がりを見せております。

(4)各団体との連携をどのように図っているのか。要望など上がっているかということですが、観光イベント等で出店機会がある際は、商工会を通じて出店者の募集を行うこととしています。また、JRウォーキングなど地元開催のイベントの際は、商店街や各団体に積極的な参加を呼びかけ、連携を図っております。

また、大興善寺の地元である小松地区や、ちぎりの里の一部の人から水車の修復の要望があっております。

3項目め、定数管理についてでございます。

(1)定数管理はどのように行っているのか。随時見直ししているかということです。

各課の業務量を把握し、係長・課長ヒアリングを行い、計画に反映をしております。

見直しについては、定期的な見直しや社会情勢等の変化を考慮し行うようにしていますが、随時の見直しは考えておりません。

(2)の年齢構成はどのようになっているかということです。

年齢構成で一番多い年齢は、39歳が9名、41歳、38歳がそれぞれ7名で、全くいない年齢が46歳と24歳となっております。

(3)職員の平均残業時間を平成22年度、23年度を示せということです。

平成22年度が42.5時間、年です。それから、平成23年度が37.7時間となっております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

10月31日現在とピーク時を比較すると、1,464人減となっています。前年度、町長は、人口減少に多少は歯どめがかかったとおっしゃっていましたが、現在のところ、今年度はどうでしょう。前年度みたいな政策が今年度も生かされ、人口減少には歯どめがかかっているのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

以前、歯どめがかかったとまでは言い切れませんがというような言い方を、たしかしたと思います。ちょっとことは減少が少なくなっておるというようなことを申し上げたと思いますけれども、ことは、また、11月までで100人ほどのマイナスだということでございます。あと、12、1、2、3と4カ月ございますので、どこまで食い止め切るのかどうか。その辺がちょっと心配しているところでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

去年の人口減少が少なかった理由として、震災もあり社会情勢もあり、なかなか人がほかの県に、減った県もありますが、大体ふえているところも多かったと思います。今年度、ことしの人口をホームページのほうで見させていただくと、数字的に減っている感じもしますし、実質、今年度の数字には外国人も含まれていると思われます。その分を考えると、さらに平成22年度よりも加速しているように考えられますけれども、いかがでしょうか。（「済みません。ここまで」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございません。先ほど100人程度ということでございましたけれども、これは、住基の外国人登録を考えたところではございませんで、それを外したところで増減ということで100人程度と。あれが50人ちょっとございましたから、実際にはマイナスの四、五十人ということだったというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほどおっしゃいましたとおり、町長のほう50と言いました、70何人ということだったと思いますので、若干もう少し多いかと考えております。理由の主なものは、確かに23年度は震災もありまして人口が動かなかったということもありましたけれども、23年度は結構、小規模開発がありまして、その入居者がいたと考えております。

そして、ことしは小規模開発がちょっと今のところ余りないもので、そういうものの影響が出ているのかなという気はしております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

出していただいた数字をちょっと計算させていただいたんですけれども、平成20年から平成21年118人の減、平成21年から平成22年169人の減、平成22年から平成23年174人の減で、去年が36の減で、この5年間だけでも497人減少しています。この数字をどのように分析されていますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほど申しましたけれども、基本的には若い世代が就職なり、そういう年代で出ていくというのが基本だと思います。昨日、河野議員のところでも御説明しましたけれども、年代別に見ますと、20代まではある程度の数があるんですけども、30代になるとがたっと減るという状況です。つまり20代が転出が多いということになってきます。1つは、やはり学卒者の就職というのが影響があると思っております。それと、23年度の傾向から示しますと、転出は、ある程度これはやむを得ないものですから、それはある程度覚悟しておくんですけども、やはり転入者を図らなければいけないんじゃないかと。その転入者がふえれば、23年度みたいに相対的に人口の減は減っていくものと考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

転入だけを調査されるんですか。出ていく数字は、理由は必要ないんですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほど申しましたとおり、出ていかれる分については、学校を卒業されて就職とかで出ていかれている分が多いんだと考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

社会増減だけを考えると、10代から30代前半が人口減の要因とおっしゃいました。この年代だけでもさらに細かく分析して、月々何人転入があった、何人転出があったか、さらに分析をしていただいて、転入・転出の理由を細かく分析していただきたいと思います。月々の変動で、転入の数や理由、転出の数や理由など、細かい原因追求をしてみてもいいのでしょうか。問題が大きいからこそ徹底した原因追求をしてほしいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

転出された方について、特に転出されるときに理由は書きませんので、どういう年代が転出したということはわかりますけれども、その理由を確かめることはできないと思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

町長、今課長は転出された理由というのが調べることはできないとおっしゃられましたが、町長は転入・転出される理由を調査して、今後の人口動態に活かしていこうという考えはないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

何年か前には、転入、それから特に転出の方にアンケートをとった経緯がございます。そこでは、どういう理由で転出されますかというような、そこまでアンケートでお聞きはいたしております。それは、やっぱり仕事上の都合だというのがほとんどだったと思います。

それから、基山町はどんな印象でございましたかということで、お尋ねもたしかやっております。そこでは、別にそんな住みにくいか何とかじゃなく、むしろいい町だと思いましたがというような、これは手前みそかもわかりませんが、そういう御意見が多かったというふうに私は記憶しております。

そういうことをやれば、ある程度のその原因追求ということはできると思いますけれども、現在やっておりません。それを口頭で一々「どうして出ていかれますか」とか言うというようなことは、なかなかやっぱり聞きづらいという面もあろうかと思えます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

副町長にお尋ねしたいと思えます。県のほうでは人口動態の調査、または転入・転出の分でどういうふうな調査をされているのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

総合計画をつくるときに私は統括の部にいたんですけれども、その当時その人口推計とか動態調査をしたんですけれども、理由等については、やっぱりその個人的な情報でもありませんし、それを一概にその聴取するということはちょっとできなかったと考えております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

基山町第4次総合計画の中に、人口2万1,000人を目指すというふうに書かれています。先ほど答弁でお答えしていただいた中にも、2万1,000人を目指すというふうにお答えいただきました。これは今でも現実的に可能な数字でしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

総合計画で将来人口として2万1,000を目標に上げている以上は、それは可能というよりも、そういう方向に向かって施策を今後とっていく必要があるんじゃないかと考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

総合計画がつけられたのが平成18年だったのですかね、の数字だったと思います。その後、平成22年に第3次基山町国土利用計画というのが出されている中で、年次目標を平成29年1万9,400人となっています。これは、10年で計画を立てた第4次総合計画が2万1,000で、それが平成27年までというふうに考えていたんですけども、この第3次基山町国土利用計画の中では、平成29年で1万9,400人というふうに書かれています。これは、修正を考えられてこの数字を出されたのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

総合計画の人口につきましては、平成27年で1万9,000となっております。そして、2万1,000につきましては将来目標ということで、これについてはいつということは掲げられておりません。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

では、2万1,000人を目標ということで話を進めたいと思います。

答弁していただいた中の基山町行政改革懇談会に参加された年齢層がわかれば、教えていただきたいんですけども、なぜこういうことを聞くかということ、最初の②の質問の中で、ここ5年間の人口統計をあらわしていただいて、10代後半から30代前半が社会的人口減の要因となっているというふうにお答えいただきました。この年代の意見なりを、この基山町の

行政改革懇談会の中で取り入れていただいたのかをちょっとお尋ねしたいので、質問させていただきます。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

委員の年齢層については、ちょっと把握を、資料をちょっと持ち合わせておりませんが、45歳以上から大体70歳ぐらいまでの方で構成されておったと思います。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、基山町行政改革懇談会で提案された、掲げられた人口増対策は、45歳以上の方が意見を出し合って4件取りまとめられた。その後、行政改革推進本部で検討して、新たに1項目加えたということですよね。この行政改革推進本部は、本部長が町長、副本部長が副町長、ほかの委員の方は各課長さんだと思うんですけども、最初でどこの年代が人口減少の原因になっているのかというのを追求された後に、どこにもその年代の意見というのが取り入れられずに人口増対策というのがうたわれています。これは、なぜ、もう少し幅広い年齢層を取り入れて人口増対策を立てられなかったのか、教えてください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、人口増対策を今回の第5次の行政改革の大綱の中に取り入れてきたことにつきましては、まず、第3次総合計画の検証を、第4次総合計画の策定をするときに委員さん方の中からまず人口が現在減少をしていると、行政改革を推進していく上で、まず人口増の対策を練らないと、その辺が行政改革にはね返ってこないのではないかということで、その部分が第4次行政改革の中で取り上げられております。

第5次を策定する上で、まずその基本線は変えられないだろうという委員さん方の御意見を受けて、その部分は検討を行っております。これは、先ほど総合計画の中にありました2万1,000が、基山町の今までまちづくりを進めてきた中の適正人口だということ把握した上で、建物それから道路計画等も進めてきておりましたので、その2万1,000に見合う行政

規模にするために人口増を図らなければならないという観点のところからスタートをしておるとお思います。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、今お答えしていただいた分で、行政改革の5項目のうち、(3)の定住化対策の定住促進の中に、「現状、20代から30代の転出が多く、高齢化が進んでいる。」。具体的な取り組みというところに、「町有財産の活用を図る」というふうにあります。この「町有財産の活用を図る」というのはどういうことなのか。また、先ほど課長がお答えいただいた分では、原因がわかっている部分に対しての意見もなく、町有財産を活用して、10代後半から30代前半の人口増加は見込めるのかを教えてください。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

人口増に関しましては、10代から30代が出ていくから、10代から30代を入れるという考え方はなかなか難しいんじゃないかと思っております。10代から30代の手前のところというのは、学卒者とかその関連で転出するわけですから、これについては、はっきり言わせて、その方たちが出ていかない対策をとっても、就職とかいろんな問題があるわけですから、そういうものをなかなかとめるということにはいかないと思います。かわって、では、どうするかといいますと、いわゆる家を買う人ということを考えますと、そういう年代の方が基山町に住んでいただくように考えるのが一つの策だと考えております。

そういう中で、「町有財産の活用を図る」というのは、先日の全協でもありましたけれども、旧役場跡地とか、そういうものを活用して人口増対策はとれないものか、今後そういうものは検討してまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません。もう一度、町有財産の最後の旧跡地のところだけ説明してもらっていいですか。ちょっと聞こえにくかったので、済みません。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

旧役場跡地について、この町有財産の活用を図って、今後検討していく所存でございます。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

行政改革実施計画書のスケジュールに関して質問をさせていただきます。

総合計画では、平成27年に1万9,000人で、行政改革では平成24年、平成25年が検討というふうに書かれています、で考えると、残り2年間で約1,300人増を目指していかないといけない計算になってくると思うんですけれども、それだけの人口がふえるような政策をお持ちなんですか。それをこの2年間で検討して、残り2年間で、年間でいえば650人ずつふやしていく計算になると思うんですけれども、それだけのことをゆっくり年月をかけて検討をして、さらにまた社会情勢が変わって、また検討という形になれば、どんどん基山町の人口は減っていくだけで、何も人口増を考えられない状態になっていくと思います。こういうふうにゆっくり考えていったいい問題なのか、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

人口につきましては、27年で1万9,000という目標を上げております。で、この実施計画と合わせて、「では、毎年650人転入を図れるのか」と言われれば、そういう策は恐らくないものと考えております。では、1年で検討して、では、来年度から実施しますという案をつくれるかといえば、そういう案もつけれないと思います。我々とすれば、できることは、2年程度考えて、27年に1万9,000には届かなくても、そういう方向性ができるような策をつくるのが我々の仕事だと考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

人口増対策について、人の流れが、ゆっくり考えて新しく検討してというふうに、だんだん後追いみたいな形になって、資料を見ているとなかなかつじつまが合わないような形みたいになっています。なので、本当にこの目標とされている数字が実現できるのかというのが、本当に疑問に思います。でも、私たちもそうですけれども、新しい提案があればどんどん実行していただいて、早く人口減少に歯どめをかけてほしいと思っております。

続いて、観光事業についてお尋ねします。

主な取り組みと事業成果を示せというふうに質問をさせていただきました。その中に、ホームページを新しくつくっていただいたりフェイスブックを活用して、情報発信をされています。半年くらい前だったですかね、ツイッターもされていたと思うんですけども、その後ツイッターのほうはどうなったのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

観光協会のほうで、恐らくツイッターのほうも一時的にテスト的にやったかと思えますけれども、今はフェイスブックのほうに移行してきているんじゃないかと考えております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

フェイスブックもツイッターも、それぞれ情報発信のツールとして使われていくものだと思います。フェイスブックやツイッターやアメーバなど、それぞれリンクさせて、ベースになるのを基山町の観光協会のホームページにして、そこからリンクさせて、フェイスブック、ツイッター、アメーバなどを、いろんなことが発信していけると思うんですけども、フェイスブックに切りかえて、ほかの情報発信をやめられたというのが、いまいち理解ができないんですけども。観光というのは、より多くの方に、基山町がどういうところかということを知っていただくために情報発信をしているのであると私は考えるんですけども、それであれば、情報発信源というのは何通りあってもいいと思うんですよね。それが多ければ多いほど、多くの方に基山町というのがどこにあるのか、どういうところなのかという、知っていただける機会になると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

フェイスブックにしてもツイッターにしても、いわゆるSNSと言われるものですので、それはたくさんあったほうが、100個でも200個でもあったほうがいいわけですが、こういうものは、相手に往信しないとなかなか反応が返ってこないものですから、ある程度限定してやっていかざるを得ないと思います。ツイッター、フェイスブック、いろんなものがありますけれども、その中で今後研究はさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

観光事業というのは、多分その土地を訪れる方って、結構楽しみにしてその土地を見に来られるということが多いと思います。観光を楽しみにして、その土地に来て、何かを見たり食事をしたりして帰られることが多いと思うんですけども、基山町に今度新しく「恋人の聖地」が、佐賀県で2カ所目の認定をされたと思います。これは、今、多数の来場者があったというふうにお答えをいただいておりますが、若い年齢層がほとんど訪れているのでしょうか。それとも、バスツアーの一つとして組まれて来ているのか。大興善寺の、例えば紅葉を見た後に寄っているという感じなののでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

「恋人の聖地」を目指して来られた方がどのような方かと個別に調査をいたしておりませんが、私が先日、大興善寺に夜間でしたけれども行きましたところ、若い人がたくさんそういう「恋人の聖地」のところに来ておりましたから、そういう表現をいたしております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

次に、きやまんのオリジナルグッズ。

6月議会に私が課長にお尋ねしたときに、課長は「きやまんと基山は別物」というふうに

お答えしていただいたと思うんですけども、その考えは今でもお変わりはないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

私は、きやまんを宣伝するためにいろんなことをやっているわけではございませんということをお申し上げたわけです。きやまんを使って基山を宣伝しているわけですから、そのことを誤らないように、私は日ごろ注意しているところでございます。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

自分は、基山をアピールするために、多分これは6月でも同じことを言ったと思うんですけども、一緒にならないのであれば、もういっそのこと町の事業から観光協会を外して別で、新しい考え、柔軟な発想や何か全く違う考えを取り入れて、一回切り離してみても事業を進めていって見たらどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そういうオリジナルグッズに関しましては、町の事業でやっているわけではございません。観光協会の事業として今のところやっているものでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません。そうしたら、ちょっとお尋ねします。観光協会の会長はどなたですか。その事務を取り扱っている方というのがどなたか、教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

観光協会の会長は町長がやっております。事務は企画政策課でやっております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

同じ方がされているのに、答えは別々の答えが返ってくるのかなというふうな感じがします。どうでしょう、町長。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その答えが別々と申しますのは。

○議長（後藤信八君）

ちょっともう少し趣旨を。神前議員。

○1番（神前輔行君）

町の事業としてされるのと観光協会で、質問を6月一般質問のときもしたときも、「観光協会が」というふうな答え方をされていると思います。観光協会に携わっているお二人の方がいらっしゃって、ここで答えをいただけないのでしょうか。例えば、先ほど、基山町の事業としてきやまんと、観光協会の事業としてきやまん、両方をもう観光協会だけ一本にして、観光協会を町の事業から切り離して考えるということはできないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まだ、今ちょっとわからないところがあるんですけども、いわゆる企画課の中にも商工、観光という業務は確かにございます。それから、私が会長で、事務局が企画課というようなこと、それで観光協会というのも別にございます。これは、まあ一つ言ってみれば一体的なものだというふうに、私は考えております。一体的であるけれども、町のほうにだけ縛られるというんじゃないで、やはり観光協会は観光協会として独自のやっぱり動きをしなければいかんというふうには考えております。そうは言いながらも、なかなかその辺のしがらみははっきり割り切るといって、同じ人間がとおっしゃったと思うんですけども、同じ人間がやっておって割り切れるかという、なかなかそういかない部分もございますので、これはもう私がもっと前に、もう10年も15年も、もっと前かもしれませんね。観光協会は切り離した

ほうがいいんじゃないかというような議論も、ずっとあってきております。それも一つの議論でございますので、検討はずっと続けてきたわけでございますけれども、最近になってちょっと、それじゃあそれをどこに持っていくかと、誰が観光協会を本当に引き受けてくれるかというような、その辺が難しいところもございますので、今その辺をちょっと進めているとか、詰めておるといふことでもございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、今後、観光協会は切り離すというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私がそういう言い方をすると、では切り離すのかというような、すぐそっちの方向になってしまうけれども、それはやっぱりちゃんとした受け皿がはっきりあれば、その辺でまた考えていきたいということでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

続いて、各団体との連携をどのように図っているか、要望など上がっていないのでしょうかというお尋ねです。その中で、大興善寺の地元である小松地区や、ちぎりの里の一部の人から、水車の修繕の要望が上がっているというふうにお答えをいただきました。午前中の木村議員の一般質問の中にもあったと思うんですけども、これはもう確認でもう一度だけ、修繕をするという方向でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

現在のところ、そういうことで方向性としては考えております。先ほども申しますように、これはやっぱり後の維持管理とかというような問題もありますので、小松の地元の方々ともしっかりまた打ち合わせて、私としても、観光という面でぜひ修復したいというふうには思

っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

同じように、行政改革実施計画書の中に「町内だけの観光資源では十分なパッケージを提供できない」というふうな現状を書かれています。取り組み内容としてその中で、「アウトレット、九州新幹線、サガン鳥栖など、近隣市の観光資源と結びつけてパッケージにしていく」というふうに書かれています。これを、水車が修繕してまた動き出すということであれば、基山町独自のパッケージも提供できるんじゃないかなというふうに考えます。さらにもっとより多くの方に基山町に来ていただけるように、ぜひPRして行っていただきたいと思っています。

聞いたところによると、先ほどJRウォーキングの人数は、秋が1,357名ということで、過去最高というふうに聞いているんですけども、これは間違いないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

秋だけでいえば、そうかもわかりません。ちょっと細かい数字は覚えておりませんが、春も含めると過去最高ということではございません。一時多かったとき、1,700ぐらい来たことがございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ぜひとも今後きやまんを活用していただいて、より多くの方に基山町を知っていただいて、観光事業に力を入れて行っていただきたいと思います。

次に、3つ目の定数管理についてお尋ねいたします。

年齢構成の部分からお尋ねさせていただきます。今現在、一番年齢構成で多いのが39歳が9名で、41歳、38歳がそれぞれ7名というふうにお答えをいただきました。今後、今現在、定数が60で、今後これが少しずつ延びていくというふうに考えると、定数の見直しがない限り今後年代が上がって行って、若い20代の新しい雇用が生まれてこないのではないかという懸

念があるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

定数管理の現状につきましては、退職者補充という現在のところは考えております。ただ、将来計画も含んで、現在140名の定員に対して来年が138名になっていくという。これは現時点では現業の補充を行わないという形の中での減になってきておりますので、そういうところも含んで、職員の採用試験の年齢の幅を今のところ30歳まで引き延ばしておりますので、その範疇の中で今、採用を行っているところです。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ちょっとわからないので教えてください。30歳までは試験が受けられる。多分、今後一番多い年代でいいますと39歳の方が定年を迎えられるときは、定年が65ぐらいまで延びていると思うんですけども、この定年を迎えずにどんどん延びていって、年齢構成が少しずつ上がっていったら定数が変わらない。そうしたら、退職者が出なければ新しい雇用がないというふうに考えていいんですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

基本はそういう形になると思います。しかし、さっき町長のほうから回答を申し上げましたように、社会情勢それから事業量等の把握等で変化等が生じてきますので、それは随時そのあたりについては、先を見越した定数管理の変更等は生じてくると思います。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、全くいない年齢が今後ふえる可能性もあるというふうに理解していいんでしょうか。一番こう聞きたいのが、住民サービスの低下につながらないよう各年代の、庁舎に来て、この人を知っているの、この人だったらどこに行ったら聞きやすいとか、やはり年

年齢が近い人だったら聞きやすいんですけども、年上の方に来て、聞くというのは、なかなか難しい部分もあるので、できれば、そのいない年代というのをなくしてほしいというふうに考えているんですけども、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

職員採用で、その年齢的にあいているところに入れたことが住民サービスにつながるかどうかというのは、ちょっと疑問があるところですけども、現在は高卒の方がなかなか職員としての採用がっておりません。大体、今もう20歳から上の、大卒ですので22歳からしかちょっと入ってきていません。県の採用試験は、高卒のみのところで今度採用をことしから新たにつくられております。それから、県は、逆にUターン、Iターンとか、年齢を制限した中で採用を入れていくと、今回も文化財関係の業種につきましては、ちょっと年齢幅を広げたところで経験年数がある方を採用するとかいう、採用にちょっとそういう条件をつけて募集はしておりますけれども、ただ、その年齢を採用試験を受けたから、この年齢が足りないからここを採りたいというような目的では、ちょっとなかなか採用としては難しいと考えております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今回3点質問させていただきました。人口増対策、現状を把握して、2つ目、観光事業、どういうふうに基山町を広めてふやしていくのかという思いもあり、観光事業を質問させていただきました。3つ目に定数管理、今後図書館建設など新しい事業など取り組んでいって、人口増に転じたときに頼る職員がいるのかという観点から質問させていただきました。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で神前輔行議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩します。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○7番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さん、こんにちは。7番議員の鳥飼でございます。今議会、一般質問12番目、一番最後の一般質問をさせていただきます。また、傍聴の皆さん方、最後までおつき合いいただき、ありがとうございます。

今回の私の一般質問は、基山町の総合計画について、2番目として町職員の再任用制度の実施についての2点について、町長へ質問させていただきます。よろしく願いいたします。

基山町の総合計画についてということで、これは基本的なことございまして、内容についてではございません。現在の第4次基山町総合計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間で作成されており、今年はその7年目を迎えておるところでございます。基山町の各種事務事業並びに住民サービス等は、基本的にこの総合計画の基本構想、基本計画、並びに実施計画にのっとり実施されているところでございます。

しかしながら、旧地方自治法第2条第4項でうたわれていた「市町村は、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行わなければならない」という義務規定がありました。しかし、昨年8月の地方自治法の一部改正により、この義務規定が削除されており、現在市町村は、総合計画を策定しても策定しなくてもよいというふうな現状になっておるところでございます。

そこで私がお尋ねしたいのは、小森町長が昨年の地方自治法の一部改正からこの約1年間、この町政運営の基本である総合計画の位置づけ、根拠に対してのみずからの考えを何ら言及されておりません。このため、現在の基山町の総合計画の取り扱いが不明確な状況であるとともに、28年度からの第5次総合計画の策定にも支障を来す恐れがあるとの考えから、今後の総合計画の変更、策定、並びに議会の議決事項との関係について、小森町長の基本的な考えについて、次の項目について質問いたします。

(1) 地方自治法改正により、基山町総合計画の策定義務がなくなったが、町長はその改正理由をどのように理解されているのか。

(2) 総合計画の策定義務がなくなったことに伴い、平成28年度以降の第5次基山町総合計画は策定しない考えか。

(3) 総合計画は策定するが、議会の議決事項とはしないのか。

(4)議会の議決事項とする場合には新規に条例制定が必要となるが、どのような条例案を考えているのか。

(5)小森町長の任期中の総合計画の変更・廃止は考えているのか。

次に、職員の再任用制度について質問します。

この職員の再任用制度については、職員の定年後の、雇用と年金の支給開始年齢の大幅な引き上げが関連いたしておるところでございます。現在の職員の定年は、基山町職員の定年等に関する条例で、「60歳になった日以後における最初の3月31日に退職する」と規定されております。国の年金制度改革により、昭和16年4月1日以前に生まれた者については60歳から年金が支給されますが、それ以後の生まれた者については、順次、生年月日に応じて年齢を1歳ずつ引き上げ、最終的には昭和36年4月2日以後に生まれた者からは65歳からしか年金が支給されないことになっております。このことから、定年退職後、年金支給開始までの間、無収入期間が発生してしまうことから、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図る必要があります、民間も公務員も共通の課題となっております。

ところで、昨年9月の人事院勧告におきまして、国家公務員について公的年金支給開始年齢の引き上げに合わせて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当という意見を内閣に提出しました。しかし、ことしの3月23日に国家公務員制度改革推進本部の決定で、人事院の意見の段階的定年延長は行わず、無収入期間が発生しないよう、再任用により雇用と年金を接続するなどの決定がなされておるところです。

こうしたことから、今後の町職員の再任用制度の取り組みが重要課題と考えますが、職員定数管理上、また、労働政策の立場から、職員の新陳代謝を促進し、新規採用枠の確保の問題など、多くの課題があるところですが、このことから、来年度から基山町として初めて再任用制度が発足するとのことですが、この職員の再任用制度について、次の項目について質問します。

(1)再任用制度を実施する理由は何か。

(2)今後の再任用制度に対する基本的な考えと問題点は何か。

(3)平成25年度の再任用について。

ア、平成24年度退職者数と再任用申請者数。

イ、再任用の採用決定者数及び不採用決定者数。

ウ、再任用者の配属先とその業種は何か。

エ、再任用の選考基準は何か。

以上、第1回の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、鳥飼勝美議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目めでございます、基山町総合計画についてということで、(1)地方自治法改正により基山町総合計画の策定義務がなくなったが、町長はその改正理由をどのように理解しておるかということでございます。

地方分権改革推進委員会の第2次勧告において、「『地方政府』の確立には、自治行政権の確立だけでなく、自治立法権の確立が不可欠である」と、「このため、地方自治体の条例制定権を拡充し、法制的な観点からも地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、みずからの責任において条例を制定し、行政を実施する仕組みを構築することが必要である」という勧告が出されまして、地方分権改革推進法第5条において、「行政の各分野において、国と地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理またはその方法の義務づけ及び地方自治法第245条に規定する普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする」と規定され、総合計画の策定に関する義務づけが廃止されたものと考えております。

(2)総合計画の策定義務がなくなったことに伴い、平成28年度以降の第5次基山町総合計画は策定しない考えかということですが、平成25年度より策定を始める予定でございます。

(3)総合計画は策定するが、議会の議決事項とはしないのかということですが、

地方自治法に定められていたときも議決事項とされ、基山町の将来の全体像を描く重要な計画ですので、当然議決事項とすべきものと考えております。

(4)議会の議決事項とする場合には新規に条例制定が必要となるが、どのような条例案を考えているのかということですが、

総合計画の策定も含め、基山町まちづくり基本条例の改正等も含めて対応したいと考えています。具体的条例案は、現在検討中でございます。

(5)小森町長の任期中の総合計画の変更・廃止は考えているのかということでございます。

これは、平成25年度からの策定となりますので、当然任期中の策定となります。

2項目め、基山町職員の再任用についてでございます。

(1)再任用制度を実施する理由は何かということです。

公的年金の支給開始年齢の引き上げが行われることを踏まえ、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金の連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に発揮できるようにするために定められた制度でございます。

(2)今後の再任用制度に対する基本的な考えと問題点は何かということです。

基本的な考えとして、対象者は、25年以上勤務して退職した者で、退職後5年以内で定年年齢を超えている者です。

本町では、採用条件として短時間勤務を原則といたします。

定員管理計画との関係が生じるため、短時間勤務の場合、0.5人分としてカウントします。

給与は、行政職給料表 再任用職員2級、技能労務職給料表 再任用職員2級となります。

雇用期間については1年とし、1年ごとに更新をいたします。

問題としては、職員構成、業務運営及び職務編成の状況により希望どおりの職務にならない場合があります。

それと、退職時と上下関係が逆転するという点。

それから、フルタイム勤務職員は定員規制の対象となります。

新規採用職員とのアンバランスが生じ、職員年齢構成等に問題が出てくると考えています。

(3)平成25年度の再任用について。

ア、平成24年度退職者数と再任用申請者数。

定年退職者6名と中途退職者1名のうち、再任用申請者3名です。

イの再任用の採用決定者及び不採用決定者数。

平成25年1月に決定をいたします。

ウの再任用者の配属先とその業種は何かということですが、今後、面談等を含め、配属先と業種については、平成25年1月に決定をいたします。

エの再任用の選考基準は何かということです。

「従前の勤務実績等に基づく選考による」ものとされており、「従前の勤務実績等」とは、定年退職前の勤務実績のほか、健康状態、各種免許、その他の資格等が含まれます。以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長は風邪は大丈夫ですか。

それでは、総合計画についてに一問一答させていただきます。

先ほど町長は、地方自治法の改正により、総合計画の議会の議決も含めた作成そのものもしなくてもよいというような義務規定がなくなりましたということで、その理由として述べられました、地方公共団体の実施決定、自己責任と、そういう感覚で国の関与を減らすということで、そうということで理解いたします。

次の2番目です。

総合計画の策定義務がなくなったことに伴い今後第5次はしないのかということに対しまして、策定を実施をするということをお聞きしました。今の時点、平成25年度から来年度からということで、この策定のスケジュール、概要、年度別、わかりましたら細かいこと、どういうふうなスケジュールでされるというか概要を教えてください。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

細かいことというよりも大まかなことになりますけれども、一応、来年度中に基本構想までを計画いたしまして、再来年度中には基本計画までしまして、総合計画のほとんどの部分を計画を立てまして、その次の27年度で議会のほうで審議をしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

28年度から始まるということで、そういう概要の、25、26、27と3年間の策定期間があるということですので、総合計画につきましても、当然策定して議会の議決を得るということでございます。

ちょっと現状の基山町の総合計画について議会の議決事項が外されまして、この間に、私は去年の8月からいつも思っていたんですけれども、町長のほうから、この第2条第4項の

義務規定が削除されたことに伴っての議会に対してなり、そういうのが全く発言といいますか、こういうふうにしないと、私は個人的には、基山町は総合計画はもう策定しなくて、議会にもかけなくて、町長のほうだけで執行部だけで策定されるんじゃないかなというふうにして、今まで全くこの議会の第2条第4項が削除されたことに伴って、本当ならば去年の8月ぐらいから、こういう法改正があつて、これについては町長としては議会議決事項としたいので、新しく96条第2項に基づく条例を制定したいとか、いろいろな方法であるというふうなことが言われてしかるべきと思つたけれども、全く本日までその件が発言されておられませんけれども、それに関しての、町長、理由とか何かありますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それは、理由というか、本当にある時点でそういうお話も申し上げるべきだったかもしれませんが、申しわけございません、それをいたしておりません。

ただ、これは私、5月でございましたかね、勉強会もございまして、いわゆる片山前の総務大臣主宰みたいな勉強会もございまして、これは毎年行っておりますけれども、そこでこの問題が出まして、果たして、では、つくらなくていいのかどうかというような議論もございました。それから議決の問題、この辺もちょっと出たわけでございます。それを持ち帰りまして、担当部局とは、こういう話だったが、さあ、どうするかいと、やっぱりつくるべきだろうという話はしたということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

なかなか微妙な発言だったけれども、本当はもう議会議決事項とはしなくてもいいんじゃないかというふうな、町長、片山総務大臣のあれで、いろんな長所があると思うんですよ。人口10万人も、極端な場合200人か300人しかいないような地方公共団体においては、法的な義務づけがこういうのがあるから、相当事務量があるから、もうそういうことはもう要らないという市町村もあつて、私は、もう極端な場合1割ぐらいは総合計画つからない市町村も出てくるんじゃないかと、個人的には思っているんですよ。町長も悩まれたと言うんですけども、私は基山町の総合計画はもう策定しないという選択肢も考えられましたか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっとほかの話を余計したものですから、わかりにくかったと思いますけれども、その担当部局と話したのは、やはり基山町は総合計画をつくるべきだということ。そして、議決もやっぱり必要だろうなという話は、打ち合わせはしております。それは、後のお答えに書いてあるとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

初めて言質いただきました。

それで、先ほどの、次、4番でございますけれども、当然これを今言われましたように議決事項にしますと、条例を新しく制定しなければならないんですよ。既存の条例の一部改正という方法もあると思いますけれども、それで、先ほど答弁で、現在の基山町まちづくり条例の改正等により対応したいというふうな回答でございます。

これは、先ほどの同僚議員の間では、まちづくり基本条例は改正しないというふうな、先ほど答弁があっていたようですけれども、その関連とはどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そこに記載していますとおり改正を含めて対応したいということで、まだここも改正するかどうかというのは結論が出ておりませんので、いろんなこの総合計画の策定に関しましては、まちづくり条例を持ってあるところは、一般的にまちづくり条例の中に義務規定とかつけながらされているところもありますし、まちづくり条例がないところは、総合計画条例をつくられるところもあります。それから、いわゆる議会の議決を求める条例という形でされているところも、いろんなことがありますから、その辺、少し検討しながら結論を出していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ということは、まだ決定はされていないということですがけれども、町長の考えとしては、一番思われるのは、基山町のまちづくり基本条例の一部を改正して、その中に総合計画の議決事項を挿入するというふうな考えじゃないかと思うんですがけれども、その中に一番問題になるのは、今までが基本構想を入れなさいということが第2条第4項にあったんですよね。他の市町村あたりを見ると、この地方自治法の96条の第2項で基本構想と基本計画まで議決事項をしているところもあるんですよ。それはいいんですがけれども。今の課長の発言ですがけれども、まちづくり基本条例の一部改正として総合計画の議決事項を入れるというのは、非常に私はわかりづらくて理解に苦しみますけれども、これがベターというふうにまだ結論は出ていないようなんですが、はっきり今課長が言われましたように、議会基本条例の中に入れているところもあるし、単独で議決事項としているところもあるし、まちづくりの中にもあったと思うんですがけれどもね。はっきりしていないのを聞くとあれですがけれども、担当課長はまだ、町長はあれですがけれども、これに入れたいというふうな根拠というのはあれば、お示してください。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

基山町まちづくり基本条例は、基山町のいわゆるまちづくりの基本的なことを定める条例としておりますから、これに総合計画についての策定について、義務づけ規定とかいろんなことを入れることは何ら支障が出るものではないというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

という執行部のお考えですがけれども、これは町長にいつも考えておりますけれども、結局もう1年以上blankになっておるわけですね。条例提案はいつごろ出る予定ですか。次の平成28年度ぐらいまでしか議決事項としては条例改正、もう28年度に新しく始まる議会に、極端な言い方はそのときまで何もしなくてもいいんですよ、今のあれで。しかし、条例で定めて基本条例、基山町の一番基本であるこの総合計画の性格上、そんなに放置していいんですか。私は、もうすぐにでもどういう方法かでも、総合計画のこれについては議決事項と

して条例改正をすべきと思いますけれども、見解が違うけれども、いつごろ出される予定ですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、これに記載させていただいておりますとおり、やはり基山町の将来を描く重要な計画ですので、そんなに条例を28年のぎりぎりまで引っ張るとか、そういうつもりは毛頭ございませんので、できるだけ速やかに条例提案ができるように努力してまいります。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

その言葉がもうですよ。私は何にも、事業でも来年の3月までとか、ここまではしますと、町長、そういう言われたいんですか。これは、もう条例条項を入れるだけです。何らそれは総合計画を策定しなければ入れないものではないし、その辺の行政のスピーディさといいますか、いつかわからんけれども、いつごろはします。そこはやっぱり期限を切るべきと思うんですけれどもね。副町長はどう思われますか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

先ほど課長が言いましたように、この総合計画につきましては、町としてもちゃんと策定して議会の議決を受けたいと考えておりますので、うまく調整ができれば、3月議会の当初条例案として上げたいということで、検討しているところでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

副町長のほうから期限が一応出ました。

そこでなんです、現在、基山町議会では第3次議会改革特別委員会が開催中なんです。その中で、総合計画の策定に関するものについて、この重要な計画については執行部

から何も出されないという状況も踏まえ、地方自治法第96条第2項というのは、「地方公共団体に関する事件を条例で議決事項として定めることができる」という条項ですけれどもですね。96条第2項の規定による議会の議決として、議員提案の形で条例案の提出を検討事項に入っているんですよ、議会改革のほうで。そこで、町長のほうの提案と、この議会の議員提案、これについては町長だけが提案権があるんじゃないと思うんですよ。当然議員としての議決事項ですから、96の議決事項ですから、議会の一番基本ですから、議員提案として提出される。両方から提出されることもあり得ると思うんですよ。

その中で一番問題になるのは、基本構想だけ議決事項とするのか、基本計画まで議決事項とするのか、議員提案と執行部・町長提案では、よその市町村では一番分かれているところだと思うんですよ。今のところでは、町長は基本構想だけ議決事項とされる予定ですか。課長でいいと。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

議員おっしゃるとおり、執行部からの提案ということもできますし、議会のほうからの提案ということもできます。もちろんこの件に関しましては、議決事項ということですので、執行部だけで決めることもできませんし、それはやはり議会と相談しながらしかできないものと思っております。で、どこまで議決事項とするかということなんですけれども、従前は確かに基本構想までが議決事項でしたけれども、ここに書いておりますとおり基山町の将来の全体像を描く重要な計画ですから、それについては、基本計画のところも視野に入れながら検討をしております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

いや、積極的な意見をですね。議会の議決事項として議会もどんどん入れればいいですけども、それだけ議会も責任があることですから、その辺の問題もあると思います。今、基本構想と基本計画までは一応議決事項とされるということですけども、これに関連してもう一つ問題があるんですよ。

他の市町村では、この96条の第2項で議決事項を、端的に言えば、地域福祉計画とか跡地

利用計画とか、いろんなそういう重要な基山町の計画、それについても第96条第2項の議決事項として条項を定めて、列記して、議決事項としている市町村もあるんですよ。町長はその辺についてどうお考えですか。この辺が、議員提案と町長提案との非常に難しい接点が、相当議論の場があると思いますが、町長、まだ具体的にはないですけども。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この問題に関して、今議員おっしゃりましたように、非常にその他の計画、何とか基本計画とかそういうもので非常に重要な案件があることは承知しております。これについては、やはり今後議会の皆さんと協議させていただきながらちょっと結論を出さないと、これを軽々に結論を出すのはちょっと難しいと思っておりますが、その辺は時間をかけてちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長も同じ考えで。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

課長と同じようなことを言いますが、やはりこれはやっぱりその辺のところを慎重に考えていきたいというふうには思っております。現在のところ、まだそこまで私自身もどうすべきかということまで考えておりません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ひとつこれは重要な基山町の一応基本的な問題、議会と執行部との問題もあるし、この問題については、慎重に対応を議会側としても考慮していかなければならないと思っております。よろしくお願いします。

ところで、5番目ですけども、私は、廃止・変更を小森町長の任期中にということとし

てありましたけれども、回答は策定ということになっておるようですけれども、私は、先ほ
どからずっと一般質問をきのうからあっておりますように、基山町の急激な少子高齢化、い
ろんな人口が2万1,000が1万7,000しかない、そういうことも含めて、私は、この10年間
のスパンでは長過ぎるんじゃないかと思うんですよ。前期、後期ぐらいの5年、5年ぐら
いで見直すなり、結局10年間というのはもう10年前は2万1,000のというのが、もう1万7,000
のように、非常に急激な高齢化に伴って、私は、この総合計画の10年というのを、少し前期、
後期ぐらいに分けて、あと5年ぐらいで見直しをかけるとか。私がここに質問したのはそう
いうことも含めてですけれども、町長のあと平成27年の2月までですかね、あと3年中の間
で、現在の整合性が余りとれていないといえますか、この人口減少等に伴って、それに伴う
現在の総合計画の変更は、町長の任期中に考えられておりますかということをお尋ねします。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これに関しましては、昨年、総合計画をいろんな基本計画の部分を行政評価ということ
しておりますので、見直しというのはちょっと前提にしておりましたけれども、ちょっと今
のところ手続がおくれております。で、事業の中で私が今その中で考えているのは、一つ未
着手の事業があるわけですし、それについても、やはり時代の趨勢の中で必要でないものは、
それはそういう無理に実施する必要はないかというふうに考えております。

しかし、やはり今後も継続していかなくちゃいけないのは、何らか次期の計画に見送るの
か、今計画の中でやっていくのかという、そういうこと。

それから、もう一つは、神前議員もおっしゃいましたけれども、1万9,000という人口目
標がございます。これにつきましても、これを見直しまして、では1万7,000にすることは
簡単な話でございますけれども、では、それでいいのかという問題もありますから、軽々に
1万9,000を、では下げるのかと言われますと、それは軽率にすべきものじゃないと考
えております。以上でございます。（「前期と後期と」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

済みません。

それから、10年のスパンの話ですけれども、やはり基山町の計画ですので、基本的には、やはり10年ぐらいを考えていかないと、その何年先の近い未来だけを見て計画をつくれば、そういう短期的な計画になってしまいますから、全体的にはやはり基本構想あたりは10年の計画になろうかと思えますけれども、基本計画につきましては、ある程度5年スパンという見直しを考えながらやっていく必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そういうことで、大体、私としては久しぶりに御答弁いただきました、積極的なですよ。

しかし、こういう問題は、なかなかもう難しいようでございますけれども、先ほどからずっと総合計画の人口とかありましたけれども、私としても、先ほど言いましたように、基本計画で5年で見直しを全体的にかけると、そういうふうでひとつ進んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、2項目めに移らせていただきます。

職員の再任用制度ということで、これも職員だけちょっとありますけれども、これは、国民全体に向けて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正ということで、昨年、平成25年に出て、全国民の対象のことですけれども、公務員だけじゃなくてのことですけれども、きょうは町職員の再任用ということでお尋ねをいたします。

この先ほど御答弁をいただきましたけれども、町長個人的といいますか、この職員の再任用制度について率直な再任用制度の基本的な考えといいますか、町長のお持ちの考えをぜひ披瀝をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

率直なと言われましても、何しろ、これは国としてのやっぱり一つの考え方でございますから、それにさお差すというようなことでは私はないというふうには思っております。

そして、また、内容趣旨的にもそうおかしな話でもございませんから、その方向でやっていきたいというふうには思います。ただ、基山町においてはなかなか難しい面もあると。これはもっと大きな自治体でしたら、いろいろな出先という考え方もございましょうけれども、

本当に出先といったらもうございませんし、140名の庁舎内というふうな考え方ですから、その難しい面はあるにしても、それはそれで何とかやっぱり乗り切っていかなければ、解決していかなければいかんというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ここに、ことしの3月23日に私がちょっと言いましたように、民主党政権の国家公務員制度改革推進本部の決定にこういうことが書いてあるんですよね。これは国家公務員ですよ、地方公務員も国家公務員も同一の考え方ですね。「定年退職する職員がフルタイム、常勤と一緒にですね、フルタイム再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は定年退職日の翌日、常時勤務を要する官職に当該職員を採用するものとする」という、結局、国家公務員のようにテリトリーがいっぱいある公務員については、もう原則フルタイム採用を義務づけているような格好になっとつとですね。先ほどの回答でもありますように、基山町の場合は、短時間勤務を原則とするという答弁をいただきました。ちょっと皆様にもあれですけども、フルタイムと短時間勤務の業態の内容について、総務課長、教えてください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは、町長のほうの回答にもありましたけれども、フルタイムで雇用を受け入れた場合は、定員管理の定員に入ってくるということになりますと、新採がなかなか入ってこない。先ほど神前議員さんからのほうの質問もありましたけれども、今から退職者の補充だけでやっていくと、なかなか新採はもう受け入れられないというような現象が出てきますので、これが国であれば、先ほど議員が言われましたように、いろんな部署があるので、そういったバランスがとれると思いますけれども、基山町の場合は、新しい職員も採用することを考えると、定員管理にはね返らない短時間勤務のほうを採用させていただくということで考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それで、基山町の再任用に関する条例ですね、それと、基山町の再任用取扱規定等にありまして、先ほど答弁いただきましたですけれども、短時間勤務の場合は、もう全て給料2級で、私は調べましたけれども、21万3,400円という格付という考えでいいんですかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

フルタイムで行けば、その時間の給与体系の中で行くと思いますけれども、短時間になりますと、現在基山町で行っていかうと思っておりますのは、週3日勤務を考えております。勤務時間につきましては、週23時間15分、1日当たりが7時間45分になりますので。勤務の時間帯は、職員と同じの8時半から17時15分までの3日間の勤務で、これをその勤務日数で割った給与体系になってきます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ということは、21万3,000円にその案分比率で下がってくるというわけですね、はい。

勤務時間は一緒ということで、結局この業種なり、その仕事の内容が、短時間の場合はその業務が幾ら高度なもの、経験を有数する、どうであっても、短時間勤務の場合はその2級に格付するというふうな考えですね、現在はですね。結局1級、2級、3級、4級、5級、6級まであるですからね、今職員の。極端な話で言えば、もう課長職を退職されても課長職にとどまる業務をするという場合のフルタイムといえ、当然6級の格付になると思うんですよね。ただし、今の場合、現行のこの基山町の再任用に関する取扱規定でも、これは2級と書いてあるんですよ、この中ですね。ということは、現在ではもうそれ以上の業務としては現在のところ考慮していないと、考えていないというふうな、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

スタッフ職員の時間で短時間勤務を行っていくというのは、基本的には先ほど考えた定員管理の中のバランスが崩れるというのが第一原則ですので、週3日ということで。ただ勤務の内容としましては、スタッフ職員としての業務を実施していくということで考えておりま

す。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

わかりました。

次ですけれども、この3名、来年は再任用をされますよね。先ほど再任用短時間勤務は0.5というふうにカウントするという事は、3名ということは定数管理上は1.5人になるというふうに理解していいですかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

コンマ5は、定数には入れません。ただ、うちの基準の中では、同一課の中に同一係で2人採用した場合は1となりますので、その場合は、正規職員をどこかに定員の配置がつくというような考えになりますので、そういった各種の係のところから業務が出ている中での配置等も考えていかなければならないと思っています。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。

それでは、平成25年度、来年度の再任用の関係についてお尋ねします。7名のうち再任用申請が3名ということですが、残りの4名は申請自体をされなかったものなのか。定員管理上の問題で業務がないというか。この残りの4名は申請されなかったということですかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

要綱の中で補充等の関係もありますので、意見を聴取する中で、まず5月31日までに再任用の申請を提出していただくようにしております。その後に意向調査等を行っております。ですから、この業務内容につきましては、5月31日以前に提出をしまして、再任用の申請は

5月31日までにお願ひしますということで諮って、その中で出てきたのが3名の方となっております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

はい、わかりました。

ということですが、この再任用申請と、次ですね、来年1月に採用決定をするということですが、次の配属先も来年1月と、この配属先というか業種とか、当然業務があるから再任用申請を受け付けられると思うんですが、業種もないのに再任用は受け付けられないと思いますけれども、この業務とはどういうふうな業務を考えられたんですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは、以前、再任用の要請につきましては、平成22年にも1名の方があっておりますけれども、これにつきましては、ちょっと健康上の問題があったということで、ちょっと不採用となっております。そのときに、各課のほうに、再任用のスタッフに考えられる業務についての提出を求めています。

各課から上がってきている分については、業種で今正規職員の補助としてやっていけるような内容になっております。一番やっぱり働いてもらいたいという意見が多かったのは、税務住民課の中の徴収事務とか、そういう固定資産税業務とか、こういったものについて経験を生かした部分とか、専門職についてはやっぱりその専門職のところにしか当てはまらないと思います。

だから、あとは経験を生かされた人材育成関係の職員を今後育てていってほしいというような形でのことが、今のところ考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

特に、ことしの3月と来年の3月には、課長さん全員退職されるということを私も前にも一般質問をさせてもらいましたが、公務員の仕事も非常に複雑な面もあるし高度なこ

ともありますので、結局、職員の有用な人材を、定員管理との問題で非常に難しい、国家公務員とは違った問題があると思いますけれども、やはりこの再任用についての取り組みについては、さっきも言いましたように、年金がもうなくなっていく時代ですね、本当ならば定年延長だったんですけれども、もう定年というのがなくて、もう再任用というふうな政府の方針になっております。

再度、町長にこの再任用制度についての運用と申しますかの考え、先ほど言われましたけれども、私たちは積極的に、定数管理等もありますけれども、もう一度、町長の意気込みというか、そっちのほうの御意見を伺います。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほど申しましたように、この趣旨からしましても、やっぱり必要な制度だろうというふうに思って、受け入れをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。

それでは、最後です。一番の問題は、その選考基準と申しますか、公平公正な再任用の選考を、基準を運用していくのが一番大事だと思います、恣意的な考えじゃなくていろんな面。よその市町村あたりを見せていただくと、そのいろんな基準をつくってあるんですよ。勤務実績、従前の過去5年間の勤務実績はどうだったのかと。職務の遂行能力はどうなのか。積極性がどうなのか。協調性がどうなのか。責任感がどうなのか。職員倫理がどうなのか。接遇、市民及び関係者に適切な態度及び言葉遣いをして、よその市町村ですけれどもいろんな。うちの場合はこういう選考基準というのは、例規集をちょっと私は見つけ切れませんでしたけれども、そういう基準と申しますか、そういう細分にわたっての基準とか、公平公正にするとに再任用の委員会を設置して、町長、副町長、担当、人事課長なり、そういうことで委員会を設置して運用の適正化に努めているところもありますけれども、基山町の場合はどういうふうな対応をされていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

委員会の設置等については、今後また検討しなければならないところも含んでおりますけれども、現在のところは、先ほど言いました5月31日までに意向の調査をして提出をしていただいて、8月中旬までに聞き取りの調査を行うようにいたしております。

それから、その後に作文という形ですけれども、今まで自分が行ってきた業務と、これから取り組んでいきたい内容等をレポートの提出をしていただいて、今後それを含んだところで、町長、副町長、私も含んだところでの面談を行うようにしております。最終的にはそういうところを含んで最終決定を行っていくという形になります。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

で、決定はされましたけれども、本人からの辞退とかそういうのは、また任意といいますか、当然あると思いますので、本人の意向も聞かれてそういうことをされるということで、先ほど何回も言いますように、職員の定員管理の問題もあると思いますけれども、年金と雇用との関係、いろんな面をもって、やはりその再任用については適正な運用を図られるようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

これで、今定例会の一般質問は全て終了いたしました。

本日は以上をもちまして散会といたします。

午後4時32分 散会